明治三十七年六月二十五日發行
（明治二十年一月本會創立）

婦人衞生雜誌

第百七拾五號

第三種郵便物認可明治廿六年四月四日
每月一回二十五日發行
内務省許可明治二十一年二月二十八日

私立大日本婦人衞生會

婦人衞生雜誌

第百七拾五號　目次

●七月例會廣告

來七月二日（第一土曜日）午後正一時半より（晴雨共）神田區一ツ橋通女子職業學校内に於て例會相開き左の講話有之候間萬障御繰合せ御知友御誘引御來會有之度候也●時間正確●衣服御質素のこと

一軍隊的衞生の一部を日本婦人に望む　陸軍步兵少佐　堀内文次郎君

一鼠の話（ペストに就て婦人の注意）　警察醫長 醫學士　栗本庸勝君

明治三十七年六月

私立大日本婦人衞生會

▲本會事務所移轉　東京麴町區飯田町六丁目二番地

▲爲替拂込ハ（飯田橋通郵便受取所）

私立 大日本婦人衞生會

設立趣意書

凡そ人として此世にありては徒に生けるのみをもて足れりとするにはあらずかならすや智識を磨き人たるの本分を盡くし幸福快樂のうちに一生を送らんことを皆ともに希はざるはあらざれども其身健康にあらざれば此生活を得んといと易からずこれ衞生の道の一日も忽にすべからざる所以なりとす

抑も〳〵衞生の法は一にして足らずとはいへども衣食住の改善育兒及看病法等の如きはいとも緊要の事にして皆吾等婦人のもつはら掌るべき所其責任重しと云ふべし今や婦人の會合相尋て起り婦人社會も漸く其の面目を改めんとするは眞に喜ばしきことなりされども夫の衞生の事に至りては更に注意を致かざるものゝ如くまことに口惜しきことなり因て同志婦人集ひ謀り一會を設け名けて私立大日本婦人衞生會といひ毎月一回集合を開き學識經驗ある人々を招請して衞生上諸般の講義演說談話を聽き互に相研究し尙之を筆記して冊子を編輯し會員に分ち聊か同胞の爲めに益すあらんとす茲に本會旨趣の梗概を叙べて廣く江湖の諸愛姉に告げ其贊成を仰ふくことしかり

明治二十年十一月

首唱者總代

私立 大日本婦人衞生會規則

（明治廿二年十二月改正）

●第一章　目的

第一條　本會の目的は汎く婦女子をして人生の健康を保持する方法を研究し衞生上の智識を開發せしめ隨て社會全般の幸福を增進するにあり

●第二章　名稱位置

第二條　本會は私立大日本婦人衞生會と稱し之を東京に置き地方に便宜支會を設く

●第三章　會員

第三條　本會員たらんと欲する婦人は何人にても入會することを得

第四條　入會の節は姓名族籍住所及會員の種類を明記し本會事務所に申込まるべし入會者には會員章を交付す（亦付手續從末に詳なり）入會後轉居等あるときは速に事務所に報知せらるへし

第五條　會員を分ちて終身、特別及通常の三種とす、終身會員は一時に金廿五圓以上特別會員は一ヶ月金三拾錢以上、通常會員は一ヶ月金拾五錢を納むる者とす

第六條　男子にして本會の旨趣を贊成する者は之を贊成員とす其會費は本會員に同じ但本會に功勞ある者又は本會に於て特に贊成員たることを認みたる節は役員の協議に依り無會費とすることあるべし

第七條　會員は本會に於て毎月發刊する雜誌を無料にて受ることを得

第八條　退會せんとする者は其旨本會事務所に報知し死亡する時は親戚知友より通知せらるべし但既納の會費は總て返戻せす

●第四章　役員

第九條　本會に推薦員を置き其中より總裁一名を舉じ皇族の妃殿下に願出るものとす

第十條　本會に左の役員を置く

會長一名、副會長一名、幹事七名、評議員二十五名、書記若干名

第十一條　會長副會長幹事評議員は毎年三月の總會に於て會員の投票を以て之を選擧し書記は幹事の推薦に依り會長之を命ず但書記は都合に由り會員外の婦人若くは男子に囑することあるべし

第十二條　會長は本會を總理し副會長は會長を補佐し會長事故ある時は之を代理し幹事は會務を掌理し評議員は重要なる會務を評議し書記は役員の命を受け諸記錄雜務を掌る幹事の分課を設け第一會計、第二編輯出版、第三庶務とす

第十三條　會長の見込を以て役員外特に會員中より臨時指名委員を置くことあるべし

第十四條　會長副會長幹事評議員の任期は二ヶ年とす滿期再選することを得若し任期中缺員を生ずるときは次點者を以て補缺す

第十五條　會長副會長幹事評議員は無給とす書記には相當の報酬を給す

●第五章　集會

第十六條　集會は例會總會及評議員會とす集會は八九月を除くの外毎月一回とし通常第一土曜日午後一時より開會するものとす總會は三月に之を開く若し急要の事あるときは臨時に總會を開くことあるべし評議員會は時々開會須要の事項を評決するものとす

第十七條　毎會學識經驗ある人々に衞生上の講義演說談話を囑托し會員をして隨意聽講せしむるものとす

第十八條　會員は家族の姉妹若くは知己の婦人を本會々場に誘致し講義演說等を傍聽せしむることを得
但衣服は總て質素たるへきこと）

第十九條　講義演說等は男子の傍聽を禁す但贊成員若くは會員に緣故ある男子は此限にあらす

第二十條　規則の改正を要し又は緊要の事件あるときは總會に於て議定するものとし諸規定は總て多數決とし可否同數なるときは議長之を決するものとす

第廿一條　毎年三月總會に於て會計の收支決算並に庶務の概要會員の增減等を報告すべし

●第六章　會計

第廿二條　本會の所有金は本會の名義を以て三井銀行に預くるものとす但些少の金額に限り日用支出の爲め事務所に引出置くことを得

第廿三條　會計の收支は總て會計擔任の幹事檢印を要するものとす

第廿四條　會計は一ヶ年毎に決算し翌年三月總會に報告すへし

●第七章　支會

第廿五條　地方に於て本會々員十名以上發起者あるときは其規則を定め本會長の承認を受け支會を設立することを得支會は私立大日本婦人衞生會某支會と稱し其規則は本會の規則と抵觸せさる樣配慮すべし

第廿六條　本會々員にして支會を設立せんとするときは發起者の姓名を記載して申出へし爾後員數增減あるときは其姓名を支會より本會事務所に報告すべし本會々員にして支會に加入したる者の會費は本會に納付することを止め支會の規定に依るものとす

第廿七條　支會には支會限りの會員を置くことを得

第廿八條　支會に加入したる本會々員に配付すべき本會の雜誌は支會に回送すへきを以て其實費を支會より本會に送付すべし支會限りの會員にして雜誌を請求する者に就きても亦同じ

第廿九條　支會は集會の都度其狀況を本會に報告すべし

●第八章　雜件

第三十條　本會は毎月一回雜誌を發刊し毎會に於ける衞生上諸講話演說談話等の筆記及内外彙報本會の諸報告等を揭け之を會員に配付すべし支會の報告あるとき又同じ

第卅一條　會員又は會員外の者にして金圓若くは書籍物品等を本會に寄附する者ある時は本會々長の名を以て謝狀を贈り寄附者の姓名及品目を簿冊に登錄し尙

本會雜誌を以て報告すべし第卅二條 會費金は受領證を交付すべしと雖も地方會員にして小爲替又は郵券にて納むるものは受領證送費として別に返信料を添へらるべし(郵券送一割増)第卅三條 會費は東京府下に限り毎月領收人差出すべし地方會員は總て前金とし小爲替にて本會事務所々在の郵便局(牛込局宛)振出しあるべし第卅四條 會員中若し本會の障害となるべき所爲ある者又は屢々會費を督促するも納付せざる者あるときは會長評議會の決議を經て除名し若くは勸告することあるべし第卅五條 本規則は會長の意見又は會員二十名以上の賛成に依り總會の決議を經るに非されば之を更正することを得ず

事務所 東京市牛込區矢來町三番地

私立大日本婦人衛生會

●役員姓名

總裁 東伏見宮依仁親王妃周子殿下

會長 侯爵夫人 鍋島榮子

副會長 濱尾作子

(いろは順)

幹事 鳩山春子
仝 羽田三諧子
仝 岡田鶴子
仝 高木かう子
仝 山本多禮子
仝 松平芳子
仝 三浦教子
評議員 伊集院しけ子
仝 石川良子
仝 濱田捨子
仝 仁禮壽賀子
仝 四弁子
仝 穗積歌子
仝 緒方悦子
仝 岡山とし子
仝 男爵夫人 加藤鈴子
仝 片山龜子
仝 子爵夫人 田中いよ子
仝 丹波貞子
仝 高橋孝子
仝 田村きゝ子
仝 稻葛國子
仝 男爵夫人 南部限子
仝 中濱芳子
仝 伯爵夫人 松平光子
仝 子爵夫人 松平正子
仝 子爵夫人 松平久子
仝 木場小ゆり子
仝 岸澄子
仝 三宅藤子
仝 宮本榮子
仝 宮下暎子

●支會 千葉、新潟、山形、宇都宮、茨城、高崎

本會特別賛成員

(●は本會に於て講演せられし諸氏)

醫學博士 ●入澤達吉君
理學博士 ●飯島魁君
ドクトル ●伊澤信平君
●色川圀士君
醫學士 ●伊東祐彦君
ドクトル ●飯盛挺造君
醫學博士 ●伊藤隼三君
理學博士 ●石川千代松君
赤十字社内科主任 ●岩井禎造君
醫學士 ●石原久君
貴族院議員 濱尾新君
醫學博士 ●濱田玄達君
法學博士 ●鳩山和夫君
東京 萩原綱四郎君
醫學博士 ●芳賀榮二郎君
衛生局長 ●長谷川泰君
新潟 ●長谷川一經君
小兒科 小原賴之君
醫學士 ●林春雄君
醫學士 ●佐藤達次郎君
醫學博士 ●緒方正規君

歩兵少佐 ●堀内文次郎君
醫學博士 ●土肥慶三君
醫學博士 ●岡田和一郎君
醫學博士 ●大澤謙二君
醫學士 ●大西秀治君
醫學博士 ●大澤岳太郎君
一等藥劑官 ●恩田重信君
醫學士 若杉喜三郎君
男爵 ●加藤弘之君
ドクトル ●加藤照麿君
醫學士 ●賀古鶴所君
醫學博士 ●河本重次郎君
醫學博士 ●片山國嘉君
醫學士 川上雅彦君
ドクトル ●金杉英五郎君
醫學士 ●笠原光興君
醫學博士 ●高橋順太郎君
ドクトル ●高山紀齋君
醫學博士 ●高木兼寛君
法學博士 高木豐三君
醫學士 ●田代義德君
新潟 ●田代亮助君
男爵 高崎正風君
醫學士 竹中成憲君
醫學士 ●高山耕安君
新潟產科院長 高橋辰五郎君
藥學博士 ●丹波敬三君
醫學士 ●高橋貞頤君
藥學博士 ●田原良純君
醫學士 ●田村光顯君
醫學士 ●久保猪之吉君
醫學士 米山彦郎君
三等軍醫正 星野琢光君
醫學士 ●宮本叔君

一等軍醫 横井忠國君
大日本教育會長 辻新次君
理學博士 ●坪井正五郎君
醫學博士 ●長與稱吉君
男爵 南部甕男君
藥學博士 ●長井長義君
醫學博士 ●中濱東一郎君
新潟 中丹勇三郎君
醫學士 村松秋三君
醫學博士 ●長川宗雄君
醫學博士 ●栗本東明君
醫學士 ●山田鐵三君
醫學士 山田弘倫君
警視廳第三部長 ●山根正次君
岡山 山川稀二君
醫學士 丸茂文良君
衛生試驗所技手 丸山長四郎君
ドクトル ●松山陽太郎君
ドクトル ●小此木信六郎君
盲啞學校長 ●小西信八君
廣島 小泉貞君
醫學士 古川榮君
東京 布施正顯君
臺灣民政長官 ●後藤新平君
東京大學教授 ●エ、ベルツ君
醫學士 ●中野榮君
文部書記官 ●寺田勇吉君
子爵 秋元興朝君
前陸軍軍醫總監 ●足立寛君
ドクトル ●新井古芳君
ドクトル ●富士川游君
高崎醫會長 土谷全次君
産科婦人科 ●水原漸君
ドクトル ●久保川鹽應君

醫學博士 ●佐々木政吉君
醫學士 淺田次君
ドクトル ●朝倉文三君
ドクトル ●朝山義六君
高崎 秋田聰太郎君
醫學博士 佐藤三吉君
醫學士 ●櫻井郁二郎君
醫學士 ●佐藤恒久君
ドクトル 佐伯理一郎君
ドクトル ●榊順次郎君
醫學士 ●榊保三郎君
醫學士 櫻井倍次郎君
醫學博士 ●桐淵鏡次君
醫學士 ●北村精造君
ドクトル ●北川乙二郎君
醫學士 ●木下正中君
醫學士 北島小太郎君
醫學博士 ●北里柴三郎君
醫學博士 ●三浦守治君
醫學博士 ●三浦謹之助君
小兒科專門 ●宮本仲君
理學博士 ●箕作佳吉君
醫學博士 ●三島通良君
醫學博士 ●三宅秀君
醫學士 ●三輪信太郎君
伯爵 土方久元君
醫學士 ●島村俊一君
醫學博士 ●弘田長君
ドクトル ●須田卓爾君
●ミス、ヒユース
醫學博士 ●森林太郎君
醫學士 ●征川三羽三君
醫學士 波多野傳君
醫學博士 ●吳秀三君
八王子 和田鐵貫君



私立大日本婦人衛生會米澤支會初會式に於て撮影

金州南山ノ大戰ニ於ケル負傷者收容地(閻家樓)
第一師團第二野戰病院眞景



說明本誌記事參照

水谷藥劑官撮影寄贈

遼東半島ニ上陸セル第二軍ノ一部宿營地(林家屯)眞景



水谷藥劑官撮影寄贈

婦人衛生雜誌第百七拾五號
（明治三十七年六月二十日發行）

名家演壇

日露戰爭の眞相（於本會）

島田三郎君演説
佃速記事務所員 速記

今日婦人衛生會の御集會に私を御招き下さいまして、殊に總裁宮妃殿下も御臨場に相成りましたは、私の一身に取つて大なる光榮と心得ます。

全體申しまするど名稱の如く婦人衛生會でございますから、婦人が御一身を健康にし、又御一家を健康にし推して學校其他の公衆に及ぼす所の衛生的説話のあるべき御集會と心得ますが、私は衛生の事に付ては素人でございまして、此席に於て適當なる御話を爲し難いので、御辭退を致すべき筋でありまするが、廣き自由を與へて他の事を話しても宜いと云ふことの御掛合を承りまして、御招きの御厚情に對しまする禮儀と致して、又斯の如き廣き自由を與へられたる所の寛大の御待遇に依りまして私は出た譯でございます、唯今申上げる通りの次第で、專門の衛生的談話は丁度幸に醫學博士の中濱君が御話になるので、私は他の方面に自由を得たのを御禮を申して他の問題を擇んだのでございます。それは「日露戰爭の眞相」と云ふので、此戰の本當の有樣はどう云ふ所から今日の時局を惹起したかと云ふことを御話して見たいと思ひます、此事は時世に目を注ぐ御方、平生世の中の事に注意をせらるゝ御方は、日本國民として男子も婦人も悉く御承知の事であつて、私が新たに述べまする必要を感じないのでございます、併ながら世の中には此眞相を誤解せしめんとする所のものがあります、此誤解せしめんとする所のものは非常に國の進路に害を與へますので、日本國民は主として此誤りを正すべき責任を有つて居ります、何人が此眞相を誤解せしめんと力めて居るかと

云へば、申すまでもなく我が日本の相手となつて居る露西亞國が第一に此本當の有樣を世の中に誤解せしめんと力めて居る、第二には是と同盟して居ります國人が矢張り誤解せしめんとするやうな傾を有つて居ります、第三には智識の淺い者が、眞相を看破することが出來ませぬで、自ら誤解し併せて其誤解を世の中へ傳へまする、是等は日本國民が其本當の有樣を世の中に表明して、萬一斯の如き誤解があつたならば、其誤解を防ぐことに力めるのが、個人として又國民としての務めの一部であらうと存じますから、試みに私の見る所の點を御話をして御列席の御方の御評を願ひたいと存じます。

凡そ物事の起りまするのは其時に突然と起るものにあらずして、總て人事の變遷と云ふものは鎖の環の繫がつて居る通り、一つの事の起ります前には其原因と云ふものがあり、其原因は又其前の原因から續いて參るのでありますから、日本と露西亞と今日爭を開いて居りまする事は、決して明治三十七年に突然と起つたものではないのでございまして、遠く溯りますれば殆ど二百年以前に露西亞が其國是を定めて、世界に大いなる大帝國を築かうと致したのが遠い原因でございまして、是から段々と西の方へ伸びて參つて、歐羅巴の方へ露西亞の領分を擴げやうと致しましたが、歐羅巴の國々は露西亞の此野心に對して嚴重なる防禦線を張りました爲に、西の方へ領分を擴げることが出來ませぬ、それから移つて中央亞細亞、印度の後ろの方へ露西亞が領分を擴めることを力めましたが、是もまた英吉利の嚴重なる豫防に依つて止められました、何時でも露西亞が領分を擴げまするのには、境界を接して居ります所の一番弱い所へ手を擴げるやうな譯でございますから、初めには隣國の弱つて居りまする土耳其の國の方へ手を伸し、中頃は極く文明の低い所の中央亞細亞の方へ手を伸しました、是が皆伸びるだけ伸べまするど、他の強國と境を接して強國が之を防ぎますから、今度は衰へた支那の北の方へ手を伸べて參りました、

此席にお居での御方で適當なる普通教育を御受けになつた御方、又御受けになりつゝある御方は世界の大部分の地圖を御承知でございませうから、私は一々地圖の細かき所の説明は致しませぬて概略を申しますと、今申したやうに西の方は土耳其の方へ擴がらうとして是が止められ、中央は印度の後ろの方へ出やうとして是も相當なる所で句切を付けられ、段々支那が衰へたからそこで支那の北の方へ手を擴げました、今より溯りますること凡そ五十年ばかり以前に、佛蘭西と英吉利とが兵を合せて支那を攻めたことがございます、五十年よりモウちつと近うございます、四十五年程前、支那の年號でございますと咸豐九年と云ふ時に、英吉利と佛蘭西の兵か支那の都を攻めたことがございます、無論英吉利と佛蘭西は戰爭が終れば兵を引くのでございますが、氣の毒なのは支那の國の人は無學でございますから、一と度他國の兵が入れば永久それが居るものと考へて居つた、所へ露西亞が私が仲裁をして此兵を退けて上げませうと云つて仲裁を入れた形で厚意的の扱ひを示した、此時支那は露西亞の厚意に感じた、其時に報ひとして是々の地面を讓れと云つたのが今の浦潮斯德邊の所、即ち黑龍江省と云ふ所並に沿海洲と云つて居る所、是等の土地を露西亞が手に入れたのが東洋へ露西亞が擴がつた原因でございます、是から日本の北の方へ近くなつて參りまして、唯今薩哈嗹と地圖に書いてある所、日本の人は樺太と記憶して居ります我が北海道の北に長く横はつて居る此土地を、露西亞は段々と自分の國の人民を移して取らうとした、是は歷史に依り地理に依つても無論日本の所有であつた、其時は支那の都を英佛の兵が攻めまして、其仲裁に依つて露西亞が土地を貰ふと云ふやうな譯で、支那も世界の事を存じませぬ、それと同じく日本も又世界の事を知らなかつた、御維新前日本の國内が種々錯雜して居つた時代に露西亞から使を寄越して、アナタの方も半分樺太を有つて居る、私の方も有つて居るから此國境を定めたいと云

ふ掛合があつたのでございますが、日本の內部が亂れて居つたから國境を定めるとしても能く行屆きませぬ、其中に先方から使を御出しなさいと云つても、日本の人は其時は東京即ち當時の江戸に居ります人は江戸を世界と思ふ位、日本全體を見ることも出來ないやうな極く文明の低い時代でございましたから、到底樺太即ち薩哈連へ行つて其地面の形勢を見て、國境を定めるなどゝ云ふやうな考は、極めて少數の有志者の胸中にこそ燃えて居りましたが、一般の人は殆ど天外萬里の話のやうで、誰も此事に氣を留めなかつた、是から露西亞が段々地面を蠶食して、遂に明治八年に條約を結んで、樺太島は露西亞のものとなつて、今宗谷の海峽を隔てゝ日本の北海道の所まで露西亞の領分が來て居ります、斯う云ふ工合に他國が油斷をして居ると露西亞は地面を攫げるやうな有樣でありますが斯の如く遠く百五十年、二百年前からさう云ふ國の方針を執つて居つた露西亞が段々東の方へ擴がつて參りました、日本が今年から溯りまする三十七年以前に國內に改革があつて、なか／＼ウッカリして居ることは出來ぬと云ふので、段々他國の形勢を察して見ると容易ならぬことであると云ふので警戒を加へるやうになつた、一方に於て東の端の日本が眠より覺め、一方は段々國土を擴げて參りました露西亞が支那の境を隔つる方面に於て、双方の間に衝突の起るべき原因で茲に其種が蒔かれた。併ながら日本はどうしても平和を貴ぶ國であつて、決して戰ひを好む國でないと云ふことは、世界に表明して居る通り私も矢張り日本の國民の心は其處に在ると思ひますから、彼より無理な事を致しませぬければ、此方から爭を開いて世界を騒がせると云ふ如き事は毛頭日本の國民の中には無いのでありまして、是は今回の戰爭の始まります時の開戰の詔勅の中にも細かに思召の在る所を御述べになりました通りでありますから、普く國民は心得て置くべき事で、決して日本の國民は世の中を騒がせることはないので、他の亂暴者に會へば體面と

權力を確める爲に他の者の亂暴を防ぐと云ふことは良民の心掛でありますが、我より不道理の事を言掛けて他と爭ふと云ふことは日本上下共に其心得は無いのでございます。

そこで是まで露西亞が斯の如き手段を爲しますに付て、日本は力めて圭角を現はさずして他の事に向つて軟らかく受けて居りましたのですが、此方が軟らかく受けると云ふことは、露西亞の方は日本弱し、それ故に道理でない事も日本は屈するものであると思ひましたのが露西亞の考へ違ひであつて、此考へ違ひが第二の原因となつたと私は思ひます、前に申します通り薩哈連即ち樺太島を露西亞へ讓ると云ふことになつて、日本は千島の細かき島を此方へ入れたと云ふことに付て、露西亞は力を以てすれば日本を壓することが出來ると云ふ考を起した併ながら露西亞の都は聖彼得堡で廣漠無人の原野を過ぎて浦鹽斯德へ參るやうな中々遠い國で、其中には人口も少なうございますから、容易に此衝突は始まらなかつた、然るに西の方へ伸びやうとして骨を折りましたが、西にも伸びることが出來ない、中央にも伸びることが出來ないと云ふので、意を決して東の方へ伸びやうとした時に、不幸にも御承知の如く支那は段々衰へて參りまして、元と唯今の淸朝は今の滿洲から出て支那を一統した所のものでありますが、其本國即ち今の支那の朝廷の出ました滿洲あたりは年々衰へて仕舞ひましたから、露西亞が擴がるのに甚だ便利である、丁度之を例へて見れば戶締りも無く垣根の無い所は亂暴人が易々と入れるやうな譯で、此方へ露西亞が伸びて參りました、露西亞はどうしても良き港を持たなければ内部の土地を良くすることが出來ないから良き港を持ちたいと云ふのが多年の望みで、前に御話した通り咸豐年中に仲裁に依つて浦鹽斯德を取つた、所が浦鹽斯德の地勢は守るのには、堅固でございますが、一年の四分一位は氷の張る所であるから船の出入に不便である、それ故もう少し良い港を得たい、何か事があつたら得やうと思

つて居つた所が、意外にも明治二十七年八年に掛る所の支那と日本との戰ひに於て、支那が遼東半島を割いて日本に與へるといふことになりましたから、兼て此遼東邊に良き港を得たいものであると思ふて居つた露西亞が、支那の持つて居る中はいつか取れるであらうが、日本が取つて仕舞ふと、永久日本のものになつては取りにくいと云ふので、是から日本が支那より讓られた遼東をもう一度支那へ戻させると云ふ考を露西亞が起した此時露西亞は日本が支那と戰つて兵隊も勞れて居るし日本の財政も金を使つて仕舞つたから苦しいと云ふことを知つて居りますから、其勞れに乘じて日本を嚇した、此時は他國も之に聯合してどう云ふ言葉を以て此地面を支那に返させたかと云ふと、遼東は支那の都の北京に近い所であるから、此地面を日本が取ると日本の軍隊並に日本國民が此處へ出張つて居つて常に支那の都を脅かす支那の都の平和がない、都が平和でなければ支那の全部が平和でないから東洋に亂を起す、亂を起せば世界列國が迷惑をするから、どうか取つて貰ひたくないと云ふのが彼等の言分でございますが、日本は戰爭に勝つて馬關の條約で支那から適當なる順序を經て讓り受けたのでありますのに彼は戰さをしても此地面を日本から返させやうと云ふ意氣込で掛合をした、それには唯だ一國だけでは力が乏しいから、露西亞は獨逸を誘ひ佛蘭西を誘つて此掛合をした、日本は此時勞れて居つた、又地面を取ると云ふのが本心でなかつた、詰りあの邊の固めを嚴重にして東洋の海の上に他國の艦隊が強い力を以て出掛けぬやうにして置きたいと云ふのが日本の考でありますから、此考は元と平和を望む考で、爭をする考でなかつたので、旁々平和を望むが爲に、それならば此土地を返さうと云ふので、返して再び支那の領分となつた、是が永く支那の領分となつて居つたならば今日の戰爭は起らなかつたらうと私は思ふ、日本は一と度朝鮮の事に付て支那と爭ひましたが、支那が挫けて仕舞つてそれから自分の國を改革

する、此改革には日本の助力と助言を頼みたいと云ふので、日本の政府も人民も決して支那を仇敵の如く思ふのでない、元と隣國であつて互に朋友の交際をして居つたのを、無理をしたから據ろなく戰つたのであるが、支那が改革をして日本と手を携へやうと云ふならば、それは結構であるから、支那に領分を返せと露西亞が云ふなら日本は戰さをしてまでも取留めやうと云ふ考は無かつたので之を返しました、之を返して支那が永く此領分を有つて居つたならば今日戰爭をする原因も起らなかつたでございませうが、元と露西亞が之を返させたと云ふのは支那に持たせると云ふ意味でなくして、代つて自分が取らうと云ふ考であつた、それ故に地圖を披いて見れば能く分りますが、哈爾賓を中央として一方は浦鹽斯德の方へ手を伸して此處に鐵道を築き、一方は遼東半島の方へ鐵道を敷いて參りました、そこで此の旅順と云ふ港を九十九年の間支那から借用すると云ふ約束をして、日本から返させました二年半ばかりの後に之を露西亞が譲り受けて仕舞つた、唯今戰さの激しい所の根據地になつて居る旅順の港を一層嚴重に固めて、露西亞が東洋に海軍を持つ根據の地を定めたのでありますから、之に付ては日本の國民は頗る不平に堪えぬ、平和を好みまする人々も露西亞のやり方に付ては無理な仕方であると云ふことを其時國民の心の中に大に有つて居りました、何故なれば此地面を日本が取ると云ふと、日本が北京の都を脅かすから北京の都が危ない、それ故に支那に返せと云ふ、それならば支那に永く有たせると云ふ精神が其言葉の中に含んで居らなければならぬ、日本が持てば支那の平和を脅すが他の國が持てば支那の平和を脅かさないと云ふ事は道理に於て無い、況して日本の此地を有つことに反對をした露西亞が此港を持つと云ふことは、餘りに日本の權利と名譽とを蹂躪したやり方であると云ふので、平和を好む日本國民の中にも此一事から露西亞に向つての不平が增して居つた、併ながら何處までも平和を望む國民で

ありますから、此事に付ては胸中にさう云ふ考が出たぎりで、それ以上の事は無かつたのでありますが、もう一つ最近の原因と云ふのは外の事でもございませぬが、明治三十三年でございまする支那の都並に天津の近邊に一揆が起つて、此一揆が總ての外國人を北京に取卷いて皆之を殺すと言つて騷ぎました、之を世の中で團匪の亂或は拳匪の亂と云つて居るが、北支那の騷亂であつた、此時に日本の公使も日本の人民も皆亂暴者に圍まれて危險な目に遭つた、こゝで諸外國人が北京に居る者を救はなければならぬと云ふので、列國も兵を出し日本も一師團半ほど出した、是も日本の骨折り列國の人の骨折りで亂を鎭めて北京の中に居る人を救ひ出した、此時に露西亞も兵を出しましたが、前に申しました薩哈連即ち樺太に日本の人が居る所へ露西亞の人が入り混つて居つた通り、滿洲の地に彼方此方に露西亞人が入つて居つた、此騷ぎの時に亂暴の支那人が露西亞人を犯したと云ふのを言掛りにして多くの兵を滿洲の地に入れて支那の者を酷い目に遭はせた、此時に列國では此騷ぎを抑壓する爲に兵を出したが、一と度平和になつたら此兵を引揚げると云ふことの約束をしたので、支那の政府は支那の安寧は是から私共で世話を燒くと云ふので列國は皆兵を引揚げて仕舞つた、日本も無論引揚げて仕舞つたが唯引揚げないのは露西亞ひとりである、それから列國の人、日本を始め殊に英吉利、亞米利加の人々が何故約束通り滿洲から兵を引揚げないのであるかと掛合ふと、露西亞は長く兵を入れて置いた間に支那の朝廷を脅かして種々の品物を入れ込んだ、或は鑛山を掘ると云ふ許しを受けて見たり、或は鐵道を敷く許しを受けたりして、露西亞の資本を大分入れたから、それを亂暴者に打壞されては大變である、依つて假りに露西亞の兵が守りをして居ると云ふので、日本の言ふことも亞米利加、英吉利の言ふことも聞かず、又約束を少しも守らなかつた、是より近代の戰爭の原因が一層強くなつて參つたのであります。

是は日本の國民が記憶をして居らなければならぬ事實て、日本は亂を好むのではないので、已むなく戰ひをしたのは此事實から起つた、露西亞の考は付て日本から樺太を取つた如く滿洲を露西亞のものにして仕舞はう、滿洲を取つて仕舞はうと云ふ考であつたが、公然之を取ると云ふのは名儀が許さぬ所であるが爲に、斯う云ふ約束を支那の朝廷にさせやうと云ふ運動をした、それは滿洲地方の税關の役人は後來露西亞人を用ふべし、それから露淸銀行と云ふ露西亞の人と支那の人と持合つた銀行を拵へて、此銀行で税關の事を扱はせる、斯うなると支那の税關の事を露西亞の者がやることになる、それから鐵道を自ら拵へたから之に兵隊を配置して守らなければならぬと云ふので、こゝで露西亞の憲兵、守備兵が之を取締ると云ふことになる、それから支那で軍隊を置くならば其敎師は露西亞の軍人を敎師としてやるから、外の國の士官を傭つてはならぬ、日本にも内密、亞米利加、英吉利にも内密で此約束を結ばうとした時に此事が漏れた、英吉利は殊に露西亞と從來仲が惡かつたので、御承知の如く英吉利は政府ばかりではない、人民自らが進んで其國の通信の爲に種々の仕事をやる慣習の國でございますから、北京に在る英吉利の公使館で調べたばかりでなく、タイムス社の通信員のドクトル、モリソンと云ふ人が北京に居つて、タイムス社の爲に内部の事を調べて通信をして居るので、此通信に依つて愈々露西亞の野心が明白になつた、露西亞の隱謀が茲に於て世の中に知れましたから、愈々亞米利加、英吉利、日本などの國々は、何とかして滿洲から露西亞の兵を引かせなければ到底世の中は穩かにならぬから之を引かせたいと云ふた、所が露西亞は表は叮嚀なる言葉でやつて居りますから、段々手嚴しく掛合ひました結果一昨年の十月から始めて、昨年の四月と昨年の十月の三度に兵を引いて仕舞つてスツカリ支那へ引渡すと云ふ約束を世の中に向つてした、別に條約を取交したのではないが、他國の質問に對して答が

出てそれが發表されて居りますから、英吉利も亞米利加も日本も此答を抑へて、昨年の十月までに兵を引いて仕舞はなければ違約であると云ふ心得で居つた、

所が茲に一つの出來事と云ふものは、歐羅巴と亞米利加と云ふのは人種に於て近いものであつて、日本は東洋の國であつて人種に於ては遠いものであつて、近いものは組合ふのは人情であつて、遠いものと隔るも人情であるが、道理が一つであると遠い近いの區別が無いと云ふ事が世界の公道である、滿洲から露西亞を退かせやうと云ふことは亞米利加も英吉利も日本も同じ掛合をして、露西亞ひとりが約束を破ると云ふことになりました、抑々此滿洲を世界の爲に開いて彼處を貿易場にしやうと云ふのが三國同一の目的であつて、此處の貿易は亞米利加、日本が多いので、其次は英吉利でございます、滿洲の農作物は日本へ參り日本の製作物は滿洲へ入るから、滿洲を露西亞が取つて之を鎖して人が行かれぬと云ふことになると、貿易の自由を日本も失ひ英吉利、亞米利加も失ふやうになる、茲に至ると道理と道理の爭で、日本も亞米利加も英吉利も是から同じ目的になつたから、こゝで露西亞は大變日本及び亞米利加、英吉利に遠かるやうになつたので、又一方には露西亞と感情を同じくするものが露西亞に加勢するやうになつた、此間には戰さの模様はまた無かつた。

それなれば何故日本は亞米利加、英吉利と此掛合をして居りながら、日本が獨り奮つて大に力を盡さなければならぬかと云ふ事は、日本の人が上下共に考へて居らなければならぬ一つの大切なる箇條と思ひます、世の中に擧國一致、上下一致と云ふ言葉がありますが、是は昔からある言葉であつて、擧國一致と云ふのは國中心を一つにして或事に付て外國と對立しやうと云ふ考であるが、昔の考では此擧國一致と云ふのは男子の部分だけにあつたことてある、昔は世間の表立つた事は男子が受合つて居り、

國の事は表立つた事であるから婦人は與からず、即ち男子が一致することが擧國一致と思つて居つたが、今日文明の世界、二十世紀の時代には決して男子に限つたことはない、總て國を形作つて居るものは其人口である、其人口の半ばを占めて居るものは婦人である、故に英吉利や亞米利加の社會に於ては、擧國一致と云ふ事は問はずして男子婦人を兼ねた言葉でありますが、日本も亦斯の如き意味に擧國一致と云ふ事を說明すべき時代に到着したことゝ思ひますから、此の日本と露西亞とが戰さを起すやうになつた原因と其戰さの眞の有樣と云ふものを、擧國一致の態度を取る爲に婦人男子共に要點を認めて居ることが必要であらうと思ふ、其爲に更に進んで直接日本が何故に種々の難き事を冒しても露西亞と爭はねばならぬかと云ふ要點を御話したいと思ひます。それは外の事でもございませぬが、前に御話を致します通り露西亞の從來の考と云ふものは、總て隙のある所に手を伸べて其人民を皆露西亞人の如くに自國の部下に屬せしめて仕舞ふと云ふ百五十年來の歷史が有らゆる方面に現はれたことでありますから、今日滿洲が露西亞の我儘に依つて支那から離れて露西亞の手へ入つたならばどうなるかと云ふと、玆に二つの變化が起る、露西亞は製造並に商業の事に付ては幼稚なる國である、國の政治が良くないのと文明が低い爲に德義が發達いたしませぬのと、製造貿易は悉く他國に遲れて居ります、それ故に他國と同じやうな貿易をやると何時でも露西亞が負けます、例へば滿洲へ亞米利加の品物英吉利の品物、又日本の品物を入れると云ふことになると、他國の良い品物がドシ〳〵入つて露西亞の物は入らない、是から露西亞がやらうと云ふ製造其他の物が皆英吉利、亞米利加に壓倒される、其外日本から入る物もさうである、故に一と度露西亞の領分にすると、其國を鎖して仕舞つて他國から入れぬと云ふ政策を執るのが露西亞の常である、是はどうして外のものを入れないやうにするかと云ふと、海關稅を高く取

る、外國から來る物に高い税を課するから、外國の品物を高く買ふよりは惡くても内地の物を買つて置かうと云ふので漸く買はれるやうになりますから、良き製造を有つて居る亞米利加、英吉利は、自分の貿易を支那の現在の領分の滿洲から逐拂はれるから、亞米利加、英吉利はこれは不公平であると論ずる、是が露西亞の領分であるなら仕方がないが、支那の領分を横から奪ひ取つて自分の方の品物を無理やりに買込み、他國のものを排斥するのは不都合であると云つて憤る、日本も矢張り同じくさう云ふ不便を受けなければならぬ、是が第一箇條、貿易の利益を露西亞に取られると云ふは、道理有る國々の許さゞる所であります。

第二には滿洲へ兵を植付けて露西亞の領分にすると、支那に非常なる變化が起る、憐れむべし支那の人口は四億と云ふ大數でありますが、其國政は衰へて居つて獨立の氣性の無い所でありますから、寧ろ強いものには附いて居る方が宜いと云ふ考は、露西亞が滿洲を取ると直ちに支那の全部に起る考で、之に反對する勇氣の有る人民は支那の政府に反抗して一方には亂が起り、一方の弱い者は露西亞人の幕下に附くと云ふやうなことで、是が半ば露西亞のものになる、是ばかりではない日本海の方に臨んで居る朝鮮國が支那よりは衰へて居つて、總て大きな強い者には頭を下げて獨立の精神は殆ど滅びて居る氣の毒な國でありますから、滿洲が既に露西亞のものとなつたならば、其地續きの朝鮮も露西亞に無理をされても致し方がないと云ふ心持になる其時はどうなるかと云ふ事を大に日本人は考へなければならぬと云ふ時節に到着したのであります、前に御話した通り浦鹽斯徳の港と云ふは年の半ばは氷に鎖されて居るから、良き海軍の港とすることは出來ぬ、又旅順を取りましたが是も矢張り薄い氷の張る所で、餘り北の方へ寄つた所であるから是亦良い港ではない、それで朝鮮の中に馬山浦と云ふ所があり木浦と云ふ所があり、鎮南浦と云ふ所などがありまして、

是等の港は皆良いもので、日本海の方へ近くなつて居る、日本の對馬から釜山の港が見えますが、此近邊に馬山浦と云ふ良い港があつて、是は露西亞人の望む所である、公然露西亞のものとしないでも、事實露西亞の物を朝鮮に用ひしめ、事實露西亞の資本を朝鮮に入れ、事實露西亞の鐵道を朝鮮に築くことになると、朝鮮は名ばかりであつて露西亞の勢力が朝鮮を支配することになる、さうしたならば朝鮮政府の許可を得て借りたのであると云ふて、木浦や馬山浦に露西亞の海軍の港を築いたならば日本はどうかと云ふと、今までは日本は安全であるが、若し出張つて居る日本に一番近い半島の朝鮮に軍港が出來れば、日本の對馬は直ちに海軍の固めを失つて仕舞ふし、北海道並に北陸道に屬して居る港並に海岸は露西亞の軍艦が縱横自在に往來する、唯是ばかりではない、日本は四面海に取巻かれて居るから、何れの所にも露西亞の軍艦が朝鮮を根據として往來をすることになると、縱令戰さが無い時でも日本は今より二倍の海軍を造つても安全と云ふことは出來ませぬから、是までの税を二倍にしても陸軍も增さなければならぬ海軍も增さなければならぬと云ふと、平和の日本は常に露西亞の軍隊に脅かされつゝ、日本の國民は他のものに使ふ資本を之に使はなければならぬ、又それでも危險を免かれないそれは恐るべき事であると云ふことに先を見る人の考が及んだので、それならば露西亞の横暴を甚しからざる中に止めないと日本の後來が危いと云ふ考が平和を愛する日本の國民中にも起つて來たので、どうしても戰はなければならぬと云ふ議論が昨年の春あたりから起つたのは此譯であります、其前に於ては力めて露西亞の不法と云ふものを議論上で抑へて、我も人も損はず平和に治りを付けたいと云ふのが日本の意思であつたのでありますが、一歩緩めれば一歩彼が横暴なる事をするやうな形勢になり、後來の事を考へて見たならば、滿洲一たび露西亞に入れば朝鮮も從つて入る、朝鮮滿洲露西亞に入らば後來の守りと云ふ

ものは甚だむづかしい事になる、戰さをせざるも日本は甚だ危險に陷るのであるから、早く之を制すること丁度身體に腫物の出來ました時に、此腫物は切斷しなければ人間の身體に非常なる危險を與へるものである、寧ろ其未だ甚しからざる中に之を切り去らなければならぬと云ふ考が思慮ある日本國民に生じたのが此原因である、さうして日本は餘儀なく戰はなければならぬと云ふ境遇になつた、併しながら尙ほ局に當つて居る所の政府の人々は、成るだけ各國の平和を好む所の國々と共に露西亞の過ちを矯正したいと云ふので、こゝて殊に亞米利加が意を用ひまして、朝鮮の或る部分と滿洲の或る部分を開港場にして此處を貿易の場所にしやう、さうして此處へは日本からも領事をやり、英吉利からも亞米利加からも領事をやつて、此處へ各國の人が入込んで來たならば支那ひとりでは守れまいから、諸方へ店を出したりするものを守る爲に憲兵を配置するやうになつたならば、露西亞も手を引いて穩かにするてあらうと云ふことゝて、万一の望を有つて近頃日本の軍隊が占領した九連城の近傍に大東溝、安東縣と云ふ所がありますが、是等を市場としやうとした、又朝鮮の方は義州並に龍巖浦と云ふ所で、是も大切なる場所でありますが、是等も貿易場即ち丁度日本て謂ふ神戸とか横濱とか云ふやうなものにして仕舞つて各國の人が入込んだならば、今までは日本一國に向つてゝあるから種々の事を言ふが、諸國の人が手を併せてやつたならば露亞西も穩かになるであらうと云ふことて、日本亞米利加が同意をして開港場としやうとした、朝鮮は餘り弱くして露西亞の人の氣を損じてはいかぬと云ふやうてあつたが、支那だけは安東縣大東溝奉天府を開港場とすることになつて、亞米利加から領事を差向けやうとした所が、露西亞は領事を差向けられては迷惑であると云ふのて、亞米利加の領事派遣を拒だ、是が戰さの原因となつて、日本は露西亞の亂暴なる所を制さなければならぬ、道理は我にあるのであるから餘儀なく戰さ

をしなければならぬ、斯う云ふのが日本の考であつた、所が露西亞は眞に日本の人々が思慮を積み考を盡して此事を決心したと云ふことを知らなかつた、地圖を披いて見ると露西亞と日本とは大畧五十三倍ほど露西亞の方が大きいのであります、日本が沖繩縣を見て沖繩縣人が何か事を起した所で何の事はないと思ふと同じやうに、日本の人が談判をしても五十倍以上も大きな露西亞に向つて何事が爲すべき、前に遼東半島を支那に返さしめた時も一つの談判で脅かしたら日本が同意した、又其以前に薩哈連島を取つた時も無理を遂げた、今度も兵威を示したならば實際戰さに來ることはないと思つたから、何時兵を引揚げる〳〵と言つて引揚げる形をして事實滿洲の方へ兵を入れて居つた、又一方は歐羅巴の方へは日本が無理な事で爭をすると云ふ形を示さん爲に、日本は戰さをし樣とするが、露西亞は戰さを好まない、事實平和を以て此落着を付けると云つて居りながら、一方には軍艦を向けて旅順を根據として彼處へ軍艦を集めた、それから滿洲の方へは、續々兵を入れ、昨年の十月の十四日までに引揚げると云ふのを、其實內密に兵を增加した、是は日本の方では露西亞は兵を入れて戰さをするのであるか、或は戰さをすると見せて脅かすのであるか分らないが、日本の政府ばかりでない國民の志ある者は皆之を怒りまして、是から日本の獨立を危くし日本の相當なる權利を蹂躙する露國に向つては、餘儀なく力を以て爭はなければならぬと云ふ決着に至つた。兹に於て日本の國民の意思の在る所を世界に示したのは實に御同慶であると私は思ひます、前に申しました通り日本の人は平和を望て決して無理を遂げやうとする氣は無かつた、併ながら不道理を他が加へた時には決して許さぬ國民であると云ふ氣性を示したのは、日本が大に世界に重んぜられる擧動であつたと我々は喜ぶ所であります、戰さを好む國民と云ふことは決して好ましくないでありますが、戰爭に强い國民であると云ふことは甚だ喜ばしい事であ

る、好むと云ふことゝ強いと云ふことゝは全く別でございます、一個人にして見ても他から無理を言はれて面目を辱しめると云ふ時には決して屈しない人であると云ふことは是は結構である、けれども爭を好んで濫りに人と喧嘩をすると云ふことは決して禮儀ある人とは言へないと同じことで、國も亦斯の如くて、總て他國と爭をする前には大に考へを費し思慮を積み、餘儀なき事であると決心をしたならば、國の運命を賭しても大に働かねばならぬ、其働きの場合には上下の區別も無ければ男子婦人の區別も無く、各々分業として働かなければならぬと云ふのは、國民が世界に威を示し面目を保つことゝ思ひます、今度の一大事件に遭遇して日本の立場は甚だ結構であつた、爭を好むことはなく何處までも平和にしたいと云ふので、手續を盡して平和に治めんと圖つた、然れども露西亞が暴を以て來ることであつたならば、猶豫せずして少しも疑もなく砲門を開いて爭つたと云ふこと、而して其爭は軍人諸君の働きに依つて國民を安寧の地位に置き名譽の地位に置かれたと云ふことは、くれ〲も全體の人民が感謝すべき事と思ひます、茲に於て國民は大いに戰さの始末を理解して居つて、他國の讒謗を有らゆる方面に於て防がなければならぬ。

もう一つ世の中の人が知つて居る事でありますが、私の談話の中に略することが出來ぬと云ふのは、一つは人種の讒謗、一つた宗教の讒謗でございます、昔東洋から歐羅巴へ入つた兵は亂暴をした蒙古人が歐羅巴へ入つて文明の種を根絶しにする程の事をやつた、それから其前に匈奴と云ふ人種が歐羅巴へ入つた、匈奴の馬の踏む所青い草がないと云ふまで土地を荒したことがある、二度三度東洋の者に歐羅巴は苦しめられて居るから、東洋の人が強くなると歐羅巴は酷い目に遭ふと云ふことを、歷史上から歐羅人が感覺を有つて居る、それ故に日本は五十年來歐羅巴の文明を引入れて改革をしたが心は野蠻を免れぬと云ふので、日本が東洋に起つて來たならば、支

那と同盟を爲し又東洋の其他の諸國と同盟をした歐羅巴諸國を酷い目に遭はせるから、日本が起る前に之を防がなければならぬと云ふので、新聞其他のものに依つて之を觸れて居るので、歐羅巴の事理を解せざる者は日本の人民は如何なるものであるか、強いか弱いかと云ふことは經驗をしたが、亂暴者であるかないかと云ふことはまだ迷ふて居る者がある、相當に事理を解して居る人は左樣な迷ひはございませぬが、歐羅巴諸國の中でも物を解せざる所の人は、昔の歷史に依つて東洋人の亂暴と云ふことを記臆して居りますから、日本の國民は早く歐羅巴の人が組んで之を征さなければならぬ、と云ふ一種の迷ひがあるのでありますが、是が露西亞が日本を讒謗して世界の人から日本を見誤らせやうと云ふ一つの策である。もう一つは歐　巴の歷史に附帶をして居る宗教でございます、歐羅巴の人と土耳其と始終仲の惡いのは宗教の違ふのが一の原因である、歐羅巴の基督教以外の文明は決して重んずべき文明でないと云ふことゝ、それから歐羅巴は一般に基督教であるのは、日本は其以外であるから、日本が勝つと云ふことは間接に歐羅巴の爲に不利益であると云ふことを以て、新聞其他の文書を以て之を吹聽して居る、所が此二つ共に確に露西亞の讒謗であると云ふことが分つたのは日本の爲に大慶であると思ひます、此事は日本の誠に適當なる行ひに依つて事實の上に二つとも日本が歐羅巴の輿論に勝つて居ると云ふものは外の事でございませぬ、日本の憲法の上には言論の自由並に集會の自由、並に信仰の自由と云ふことを確めてあるので、苟くも國の治安に害の無いものならば總て國民の自由に許すと云ふことが憲法に確めてある、是が最も英米人が日本に信を有つて居る原因になつて居る、詰り人の信仰でありますから己れの信ずる所を以て人の信ずる所を無理に押へやうと云ふのは、人の自由、人の權利を破るもので、文明の國民は左樣なる考は有つて居らない、即ち亞米利加の如きは其極度に達して居るので、一切斯樣

なる事に政府が干與せざるのみならず、國民相互に害無く社會に害無き事であるならば、寛大の待遇をすると云ふのが文明の人の行ひであつて、昔の束縛時代に於て歐羅巴諸國の人が日本へ入つて此自由を有つことが出來なかつたから、治外法權と云つて歐羅巴諸國の人は裁判所を別に設けて、日本の裁判所では構はなかつたと云ふのは此原因であつた、然るに日本の今日は亞米利加、英吉利と同じやうに組織をして、歐羅巴諸國の者が日本に服從して日本の裁判を受けることになつて彼等も安んじて居る、之と反對であつて露西亞では此自由を國民に與へて居りませぬ、他國から入る書籍でも露西亞政府の邪魔になるものは之を止めて仕舞つて國内へ入れぬ、稅關で嚴重に撿べる、露西亞の國教希臘オルソドックス教會の旨に違つて居るものは自由は無い、露西亞の國内に於て宗教を擴め集合をするなど云ふことは、他國から來た者に其許可を與へぬ、即ち昨年猶太教徒を露西亞人が非常な目に遭はせ、子供を殺し婦人を殺して歐羅巴諸國の人に非常に慘酷な事であると云ふ感覺を與へた、即ち國民に自由を與へぬ、從つて他から來る人民に自由を與へぬ、宗教が異り思想が異り政治の考が異つた者に向つては待遇が異ると云ふ露西亞政府のやり方でございますから、露西亞は自ら基督教國なり文明國なりと誇つて居りますが、亞米利加、英吉利の人が日本に同情をして露西亞に少しも信用を置いて居らぬと云ふのは、國民の考が斯の如く窮屈であるのと、露西亞の政治が斯の如く專制的である爲に寧ろ日本に同情を表して、戰爭に於ては理に適つたる日本の勝たんことを望むと云ふやうな人氣が亞米利加、英吉利等に起つた、言語の上に於ては頻りに日本を讒謗いたしますが、實行の上に於て言語と違ふものが露西亞が英米の同情を失ふ原因である、こゝを思ひますに國民の氣性が寛大であつて、人は權利を重んじ自由を貴ぶ者でなければ、文明の世界に於て他國の同情を得て自分の力を伸すことは出來ないのであります、露西亞國

が云ふ二つの議論は戰さと共に破れて居る、又佛蘭西、獨逸が露西亞に同情をして居るのは他に原因があるのであつて、佛蘭西、獨逸が亞米利加、英吉利の如く日本に同情をせぬのは政治上の關係でありますが、併ながら彼國の新聞を見ると、日本のやつた事に付ては不同意でないと云ふ事まで書いて居る、此理由を國民は理解をして居らなければならぬ、又戰爭と共に行はれて居る事柄に付ても國民の進退擧動が道理に適ふて居ると云ふことでなければ、國の勢力を世界に伸すことはむづかしいのでありますから、軍人が外に働いて居るのと同時に國民は其品位を高めると云ふことは注意をするのが必要であらうと思ひます。

前に申したのは一般の議論になりますが、直接日本が英米の同情を得た原因に付ては、こゝで一言述べる必要があると思ひます、今度の戰爭に付て日本が如何なる便宜を得て居るかと云ふと、種々の點がありますが、二つの事は確に國民が思ふて居らなければならぬ其一つは明治三十三年に起つた北清事件の際、即ち義和團の騷動の時に日本の軍隊が甚だ行儀が良かつた、甚だ規律があつた、立派なる行ひをしたと云ふのが今日の戰さに非常な助けになつて居る、あの北清の亂の時に列國の兵が支那へ入つた士官の上で一番評判の良かつたのは英吉利と亞米利加である、是には種々原因がある、英吉利では非常に身分の高い樂な人が學問をする心持で軍隊の士官になるから大層富んで居ります、之が爲に支那へ入りました英吉利の士官は金の使ひ方が非常に綺麗であつたから、支那のやうな社會に人望があるのは尤でございます、亞米利加も國が富んで居るから軍隊に與へる給與が豐かであつた、それ故是も上品であつた、丁度之と反對なのは露西亞の軍隊と並に佛蘭西の安南の軍隊で評判が惡かつた、露西亞では大層多くの兵を有つて居るが、其手當は粗末であつて極く少ない、殊にコサック兵の如きは勝手に攻入た國の品物を取れと云ふことを口には言はぬが事實さう

云ふやうにした、獨逸の軍隊は規律嚴重と云ふことと
て名高い國であつたから是も評判が良かつた、佛蘭
西は本國の兵は評判が良いのでございませうが、印
度の近邊に安南と云ふ國がありまして、此處は佛蘭
西の領國である、此處の兵を便宜に依つて支那へ廻
した、此文明の低い國に長くやつて居つた兵隊だか
ら、本國の兵隊よりは行儀が崩れて居て評判が良く
なかつた、併ながら甚しくはなかつた、一番評判
の惡かつたのは露西亞の兵隊で、人民の家へ入つて
品物を取り、或は兵隊以外の人をいぢめる、或は婦
人及び子供を惱ませると云ふやうな、軍隊に有るま
じき事をやつたから、支那人は非常に怖れた、抵抗
の仕難い者をいぢめると云ふので評判が惡かつた、
此時に東洋から出た者は日東一箇國であつた、歐羅
巴の者は東洋の者に尊敬心を有つて居らなかつた、
所が日本の兵隊は行儀正しくて規律ある實に立派な
ものであつた、例へば西太后の萬壽山の隱居所を日
本の兵が守つて居る間は、其中に貯へてあつた寶物
は一つも無くならなかつた、然るに之を露西亞の兵
へ引渡したら金銀類の貴重なる物は皆取去られて仕
舞つた、即ち日本の兵隊は總て潔かつたので、之を
見物した歐羅巴の者は日本の兵隊に信用を置いて、
此兵隊は日本の民間から採つた兵隊であるが、斯の
如き者を出す國民であるならば、其國民は道德上低
い所の國民ではなからうと云ふ隱然たる推重心即ち
日本を重んずる心が列國の人の心に起つた、是が三
十三年の北清事件に於て日本が諸外國に信用を得る
原因であつた、殊に亞米利加の兵隊とは仲が好かつ
た、規律あり品格を重んずると云ふ軍隊であるから
戰場に强いと云ふことは言はずもがなであります。
第二にはそれから續いて起つた利益が今回の戰爭に
非常なる助けとなつたのは外の事でもございませぬ
が、明治三十五年に日本と英吉利とが同盟をしたと
云ふことが今度の戰爭に非常なる助けとなつた、是
は外でもありませぬが露西亞と日本と戰さをやつて
居る間に、佛蘭西と露西亞とは仲が良くつて同盟を

して居る間に、佛蘭西と露西亞と組んで日本へ當ると云ふことになると非常に日本の迷惑である、露西亞が軍隊を送り軍艦を送り或は石炭を積むと云ふ場所は印度洋を經て此方へ廻つて參ります途中には英吉利の港と佛蘭西の港が多いのであつて、英吉利と佛蘭西の港に石炭があるが、局外中立を守つて居る國は戰さの助をしないから、露西亞の軍艦に石炭を賣らない、若も佛蘭西の軍隊が露西亞の味方をして石炭を賣ると云ふことがあると、今日旅順の軍艦が破れてもあとのものが入つて來るが、此便利が無いのは佛蘭西が露西亞の味方に付かない爲である、佛蘭西が味方をしないのは何であるかと云ふと、日本と英吉利の條約の中に、一國互に出會つて居る間は嚴重の中立を守る、けれども若も或國が日本の敵國に加勢をする時は、英吉利は日本の味方をして戰ふと云ふ事が條約の中に書いてありますから、佛蘭西が若し露西亞の味方をして助けることになると、此條約の結果どうしても英吉利が日本の味方をしなければならぬと云ふのであるから、英吉利を敵とするだけの覺悟がなければ、佛蘭西は一つの鐵砲でも公然と露西亞に賣ることは出來ない、一艘の軍艦でも公然と露西亞に與へることは出來ぬ、一人の兵隊と雖も露西亞に加勢することは出來ぬ、全く立すくんで見て居るのは何であるかと云ふと、英吉利が後ろに居つて若も佛蘭西が立つたならば英吉利も立つて日本の加勢をすると云ふことである、故に日本を敵とすると共に英吉利を敵としなければならぬから、先づ默つて居るのが一番得策であると云ふのである、それで日本が遼東の邊に兵を揚げることが出來たと云ふのは、あとから軍艦の來ない御陰である、あとから軍艦の來ないは露西亞だけて他國が手傳ひをしないからである、日進、春日の二艘は日本に便宜を與へたが、是は戰さの始まらない時の約束であるから宜いのである、戰さが始まつて後に表面上英吉利は日本の爲に一挺の鐵砲も貸さなければ一門の大砲も貸さない、一人の兵隊も出すことはない、

少しも助けないに拘はらず非常なる無形の助けを與へて居ると云ふのは、他の露西亞の助けを後ろから押へて居る非常なる助けである、それ故に此日英同盟の價値は今日の戰ひに現はれて居ります。

然らば英吉利は如何なる理由で日本と同盟をして是だけの便利を與へることが起つたかと云ふと、是は英吉利の厚意ばかりと云ふことは出來ない、矢張り日本の國民が自ら働いてやつた事と思ふ、其一つは明治二十七八年に日本は非常な武勇を現はして支那の大國と戰つて、歐羅巴の人が買被つて居つたものを壓伏したのが一原因になつて居る、二十七年に日本の軍艦が支那の威海衞を偵察に行つて沖から彼の臺場を視つた、其時に英吉利のフリーマントル中將は間接に支那の加勢をした、日本軍艦の後ろから探照燈を揭げたから支那の臺場から日本軍艦の所在を見出して鐵砲を擊つたことがある、此事は日本の人が此司令長官のやり方に付て不平を有つて居つたのであります、其時の英吉利人の心の中はどうかと云ふと、何と云つても支那は大國であるから、日本と支那と戰つたならば、五分五分に行けば宜いが、結局は七分支那の勝利であつて三分日本であらうと思つて居つたそれであるから支那の方には心を餘程寄せて居つたのが威海衞近傍の此事で能く分る、所が黄海の戰ひに日本の海軍が非常なる働を為し、尚ほ平壤以北の戰ひに遼東まで占領して立派なる働をやつたから、是は東方に於て相手とするのは日本より外に無いと云ふことが分りまして、東洋に於て支那に加勢をした司令長官のフリーマントル君を此戰爭の半頃に取換へて仕舞つた、斯う云ふ事でありますから日本は二十七八年の戰爭までは餘り重んぜられなかつた、所が其戰爭で日本の武勇を現はした爲に英吉利が日本を重んずることになつた

第二に日本の軍隊が北淸事件の時に行儀が良かつたと云ふ事は前に申しましたが、其中に個人として名前を記憶して居る一人を申上げやうと思ひます、唯今は參謀本部に居られるであらうと思ひます、其時

には中佐であつて今でも中佐でございませうが、柴五郎と云ふ方があります、此人は北京の日本公使館附の武官であつて、北京が圍まれた時に此人が非常な働をした、それは各國の人が閉ぢ籠められた時に、何處に籠つて此敵を防がうかと云ふ相談をした、其時に柴君が言ふには英吉利の公使館が地勢に於て宜いと云ふので、英吉利の公使館へ籠ると云ふことに定つて、義和團を引受けて之を防いで落ちなかつたから各國の者が助かつた、此義和團に圍まれて助かつたと云ふのは、柴五郎君の發議と手段が良かつたと云ふことは各國の人が知つて居る所で、其後に羅馬法皇が褒章を與へやうと云ふて代理を立てた、それは北京の亂に多くの人が困難に遭つた、さうして若しも北京の英國公使館が落ちたならば多くの人が殺されたのである、然るに幸に終りまで守り續いて多くの人が助かつた、此時に第一等の功が有つた人に此メタルを贈りたいと云ふので、代理を立てゝ北京へ寄越した、此時に各國の人が評定をして見たが、之を受ける人は日本の中佐の柴五郎君だと云ふので柴君がそれを受けたのであります、こゝで日本人の功と云ふものが各國の人の目に映じたのでありまして、勞榮に於ても立派であれば行儀に於ても立派であれば、人命を救ふと云ふ貴重なる働に於ても立派で、英吉利の國民は此日本と同盟をして居れば宜いと云ふことを思つたのは、種々の事が積つたのでありまして、是は推測ばかりではございませぬ、私は其證據を持つて居る、明治三十五年彼の日英同盟の成立した事を日本の議會にも大臣から報告がありましたし、英吉利の議會にも大臣から報告があつたのでございますが、英吉利の外務大臣のランスダウン卿が議會へ報告した事は、日本の勇武なる國民は北京の事件に於ては是だけの働をしたものであるから、同盟をしても恥かしからぬものであると言つて居ります、こゝを見ると英吉利人は日清戰役まで日本の武勇を知らなかつたので、又北京の時まで日本の品格を知らなかつた、こゝに於て日本は

世界に信用を博した爲に、日本と云ふ良き友を得やうと云ふので、それが集つて三十五年の日英同盟となつた、此日英同盟がある爲に前に御話する通り佛蘭西が露西亞を助けることが出來ぬ、助けんとすれば英吉利と戰はなければならぬと云ふので默つて居る、其爲に今日日本に莫大なる利益を與へて居ると云ふのは、前にやつた善き行ひが積り積つて集つた結果であると記憶して居らなければならぬと云ふ事を私は申したいのであります。

日本國人は各自戰爭の理由と戰爭の眞相を知つて、諸外國に向つて日本の戰ひの公明正大なることを說明しなければならぬ又各人が其受持の方面に於て發を伸べることが必要であると同時に、國の爲に從來種々力を盡した功勞を空しくしないやうに、國民が此功勞に對する義務として同一の心を盡して諸方面に働かなければならぬと云ふ第二の心が起るのであります、戰爭は人生の難、國家の難でありますから、戰ひに臨つても多くの犧牲を出すのである、金に付ての犧牲は何ほ回復することが出來ますが、人命に付ての損害は大なるものである、戰爭の爲に死したる人は勿論其親族其家族に取ては回復すべからざる損害で實に悼ましき事でありますから、今回の戰爭は勿論、前の二十七八年の戰役、並に義和團の時にも身を犧牲にして國の爲に斃れた人々の功勞を國民が忘れては德義に背いたるものであると思ひます、即ち身命を犧牲に供した人々に向つては絕えず感謝の心を存し其家族に對して其恩に報ゆる觀念を存して居らなければならぬ、德義に背いたる國民が繁昌をして居ると云ふことはむづかしい、德義厚くして其國が繁昌すると云ふことは眞の値打となる事であります、義和團の時に盡した者の事も今日思はなければならぬ、其爲に日英同盟が出來上つたので、若しも此同盟が出來なかつたならば日本は今日餘程危險を感じて居るのである、今日斯の如き平和の集會を開いて居ると云ふのは、現在戰ひつゝある所の軍人の力に依ることは勿論、其以前に於て犧牲にな

つた人の力も多いことであると觀念したならば、總て國民の態度は奢侈を省くとか或は其他萬事に注意して一個人の費用等を節約して國の爲に盡すと云ふ觀念が大に必要なる事と思ひます、先づ大畧は斯う云ふ譯でありまして、是から後の事に付て、一言申して私の話を終らうと思ひます。

一體成功と云ふ事は人間社會の嫉みを受けると云ふことを國民は常に思ふて居らなければならぬ、人情上道理不道理に拘はらず弱い者を憐れむと云ふことゝ、強い者に向つては同情を減ずると云ふことは、個人でもさうであれば國でもさうであります、露西亞が五十三倍の大國であつて日本が小國であると云ふことを以て露西亞が亂暴なる態度を示したことと は列國が餘り快よく思はぬ感情を此一原因に於ても増したであらうと思ふ、さうして日本は氣の毒なものである、人口は少なし國の改革は年が淺し、國民の力は弱し、地面は少なし、斯の如くに各國の人に見えたのであるから、此小さなる國民が勝つて彼の大國の露西亞に當ると云ふことは實に勇敢なるものであると云ふので、一層日本の人望が増したのでありますが、此時に若し日本が徳義に背いたる行ひを爲し、傲慢暴戻なる行ひがあつたならば、此人望はズツと減つて仕舞ふ、それ故に日本は戰爭に勝ちましても謙遜であつて、日本が世界に顏を出して來ると云ふのは誠に心持が良いと云ふやうな感覺を列國の人に起させることが、日本永遠の繁昌の爲に必要であらうと思ふのでありまして、總て是の如き心掛けが勝ちました時の用心であらう。

そこで日本が勝ちました後にどう云ふ所から嫉みが起るかと云ふと、弱き所の國で日本に關係して居る國民から嫉みが日本へ來る、それは外の事でない、此頃チラ／＼諸國の雜誌新聞に見えて居るのは、和蘭が日本の勝を喜ばぬと云ふ評判があります、和蘭は昔はなか／＼強くて日本とも長く交際して居つた國であるが今は小さい、事に依ると獨逸に合併されると云ふやうな國である、此和蘭の屬國を瓜哇と云

ふ、即ち支那の南の方に當つて日本の古い人がジャガタラと記憶して居る島があります、此瓜哇と云ふ島へ和蘭が役人を出して之に支那人が移つて、多くの支那人が相當の富を有つて居り營業に巧みであり土人も相當に發達して居るが、此支那人も土人も不平を有つて居るのであつて、誰か東洋に自分の味方になつて呉れるものが欲しいと云ふ時に、日本が非常な勢ひで支那に勝つた、そこで瓜哇の人が日本へ入る時は、何か日本へ惡い事の相談にでも行くのではないかと云ふ常に嫉妬心を和蘭人が有つて居ると云ふことを此三四年來私の聞く所でありますが、此頃になると矢張り露西亞と日本と較つて、日本が勝つたならば瓜哇は持切れまいと云ふ事が和蘭の人の心の中にある、それから佛蘭西は世界の强國に相違ない、文明の高い國でありますが、東洋に於ける佛蘭西の國力と云ふものは非常に强くない、東京、暹羅の邊に領分がありますが、此邊の佛蘭西人は日本が東洋に起つたならば、暹羅や或は東京あたりの佛蘭西の勢力を持續けることが出來やうかどうかと云ふ一部の疑があつて、佛蘭西の國會では佛蘭西の東南洋に於ける海軍を大きくしなければならぬと云ふやうな會議があつた位である、矢張り氣を揉んで居る、氣を揉んで居らぬのは亞米利加と英吉利である、自國の勢力を信ずることの厚いのは丁度健康なる人は身體がシッカリして居りますから、少し位氣候の變りに遭つても何とも思つて居らぬと云ふやうに亞米利加は平氣であつて、寧ろ日本が自由の政治を有つて居り自由の社會を組織して居るから、專制の窮屈なる暴戾なる露西亞を討つて自由の領域を擴めて呉れと云つて、第一に喜んで居るのは亞米利加である、亞米利加の領分は日本の南の方に比律賓と云ふ所がありますが、日本が勝つたならば比律賓を取られて仕舞ひはしないかと云ふやうな神經を起して居らない。又英吉利は二つの考があるらしい、英吉利は全體の上に付ては日本と同盟國であるから、日本が勝つのは喜ぶべきのみならず、露國の敗られ

ると英吉利の爲には東洋の海軍の費用を減じて有難いと思つて居る、上流の人はさう云ふ考であるが、英吉利の屬國に居る者は幾らか嫉みがある、印度、濠太利亞と云ふ所にはある、印度人は自由の身體でないから、何とかして本國の勢力を回復したいが何處へ行つて助けを受けやうか、幸に東の日本が非常な勢力であるから之に合力を仰いで見たいと云ふやうなことになると英人が困るといふやうなことが新聞紙上の心配が現はれて居る、又濠太利亞はズット南にある屬地でありますが、此屬地の者は日本が非常なる勢ひで露西亞に勝つた、此國は侮るべからざる勢力を有つて居るから、惡き感覺を起させぬやうにするのが濠太利亞の得であらう、日本が勝つて海軍の著しき力を以て人民を濠太利亞に移して來て、此方の勞働者の賃銀を下げやうとする力を持つて來てやつたならば、それを爲し遂げはせぬかと云ふことを警戒して居ると云ふ事を言つて居る。詰り十人十色で世界が種々なる考を有つて居るので、此中の最も健全なる考が日本に融和すれば、日本が世界の大國として交際して行くことが出來やうと思ひます、それで先づ英吉利の最大多數は日本の友達で、亞米利加は最大多數と云ふよりは全部日本の友達である如く見えますが、和蘭の如き小國は日本の興るのを怖れて居る、露西亞は敵國ですから是は論外であります、佛蘭西は英吉利人が日本に安心して居る如く、亞米利加人が同情を有つて居る如くならぬのは、一つは佛蘭西の領分の東に在るものが危くなりはせぬかと云ふ神經質の取越し勞苦である。

斯う云ふ譯で日本が戰爭好きの國民であると云ふ名を得るのは日本の爲に利益でない、どこまでも平和の國であらねばならぬ、他から無理を言つて來る時は極度まで戰つて、決してそれに怖れると云ふやうな弱いものでない、併ながら心は寛大なものであつて、無理を通して弱き所の守りなき國民を虐ぐる如きことはやるものでないと云ふ、極く高貴な

る所を世界に表明すると云ふことは、戰爭に勝つた後に日本が國力を盛んならしめ、安全なる地位を得る所の一大好政略であると思ひます、即ち極論をして見ると、國が衰へるのと又國が榮えるのとは、世界の同情を得ると同情を失ふとによるので、戰爭の上に付ても然り、平和の上に付ても然り、道義と品格とを守つて居る國民には此賜物が來るに相違ないと私は思ふのでありまして、露西亞が今日世界の同情を失つて見苦しき敗を取るのは、積年約束を破つた、所謂國として信義を破つた所の應報である、諸國の政府が露西亞に同情せぬのは、彼が信義を破つたことを快く思はぬ應報である、個人として露西亞に同情をせぬのは、露西亞人が偏頗の心を有つて、自國外の人を待遇するに其道を得ないことが一原因であると思ひます、それは外の事でもございませぬ、亞米利加が特に日本に同情を有つて日本の勝利を亞米利加の勝利の如く心得て居るのは何であるか、露西亞と亞米利加は直接今まで喧嘩をしない國民であつた、南北戰爭の時は露西亞が亞米利加の政府に勢援を與へたことがある、英吉利と亞米利加と獨立の爭をした時は、矢張り露西亞は亞米利加に同情をしたのであるから、此節露西亞人は愚痴を言つて居る、是まで亞米利加に常に同情をして居つたが、今回の如き日本と露西亞と爭が起つた時に、亞米利加人が日本に同情を表して居るのは、恩を知らざる者であると愚痴を言つて居る次第であるが、然らば何故に亞米利加人が個人としては日本の爲に看護婦の助けをしやう、恤兵の金を出さう、亞米利加の諸新聞を見ると日本の味方となつて其誤解を防ぎ讒謗を止めて居るのは何であるか、他に原因は種々ありますが、其中の大なる原因は露西亞が其人民に自由を與へないと云ふのを亞米利加人は快く思はぬ、是は亞米利加人の氣性であつて、亞米利加人は他國の人民が惱んで居るのを自分の惱と同じやうな考を起す、斯う云ふ風でありますから露西亞の人民に露西亞の政府が自由を與へずして、少數が多數を壓

して居ると云ふ露西亞の政體を亞米利加人が喜ばないと云ふのが一つの理由、もう一つは人道的理由に出てたので、露西亞に凡そ十万ほど人口のある猶太人と云ふものがあります、其本國は滅びて各國へ離散いたして、其一部が十万人ほど露西亞に居ります、此人種の異つたものを露西亞人が非常に酷い目に遇はせる、けれども猶太人は金を扱ふのに巧みであるから、此難儀の中に相當の金を造ると之に多くの税を課け、又國民と見ないで其權利を取上げて仕舞ふ、又或る場合に於ては之に亂暴を加へても官吏が之を問はない、昨年の初め頃でありますが、露西亞のキシネフと云ふ所に居る三万人ばかりの猶太人に亂暴をした事がある、どう云ふ原因であるか分らないが、或時暴徒が起つて猶太人を殺し家屋を破壞するなどと云ふ非常な事件が出來た、其中には婦人だの小兒を酷い目に遇はせたと云ふので、其事が世界の新聞に出たから、一番初めに亞米利加人が非常に怒つた、殊に亞米利加に居る猶太人は亞米利加の大統領に書面を出して、どうか此書面を露西亞政府に取次いで呉れと歎願した、そこで露西亞の公使も困つた大統領も考へた、政府が取次いで之を露西亞へやれば、露西亞から相當の答を取らなければならぬ、若し相當の答が無い時は亞米利加は露亞西と爭をしなければならぬ、これでは亞米利加も困る、又露西亞も困るから、之を取次いで騷動を起すのは好まぬから、歎願をした猶太人を呼出して書面を返したが、併ながら亞米利加の新聞は寄つて露西亞人は殘忍無道であると云ふ事を言つた、是も今日露西亞が世の中から人望を失ひ、世の中から反對を受ける樣になつた一の因原である、之を考へると善を爲す者は天が之に榮えを與え、不善を爲す者は天が之に禍を與へると謂つたやうに、日本の兵が義和團の亂の時に行儀が良くて支那人が安寧を得た、露西亞の兵隊が來れば亂暴をされるが、日本の兵隊が守つて居る所は安寧であると云つて、日本の兵隊の寛大なること、規律あることを喜んだのでありますが、一方

はキシネフの騷動の爲に亞米利加人の怒りを招き、露他方に於ては義和團の時に支那人の怒りを買ひ、滿洲で多くの支那人を虐殺したと云ふことも列國の人の認むる所、又支那人の不平なる所であつて、義和團の騷動の時に羅馬法王の賞牌を日本の柴五郎君が受けたと云ふのは柴君唯だ一人の信用でない、斯の如き軍隊、斯の如き士官を有つて居る國であるならば、總體の人民も仁慈の心を有つて居る國民であらうと云ふ事が列國の人の心に起つたのが、間接に日本の爲にどれ程の利益を與へて居るか實に分らぬと私は思ふ。

斯う考へて見ると國民の榮々と云ふ事は善を爲すと云ふことに歸着して來るので、不善を爲したる一時の榮えと云ふものは假りのものであつて、一時成功をしましても世界の多數は之に向つて反對をするのでございますから、日本が國難有事の場合に方つて、總躰の人が矢張り此考を以て軍隊に心を添へると云ふことが必要であらうと私は思ふのでございますて、申して見ますると例へば仁川で露西亞の軍艦を二つ沈めて怪我人のあつた時に、戰鬪力が無くなれば敵兵と雖も我兵の如しと云ふので、之を收容して日本から行つて居る婦人が赤十字社の事業として之を看護した、仁惠と云ふは之に依つておつりを貰ふと云ふ主意ではないが、善を爲せば自然に利益が來ると云ふことは國民の思ふべき事である、斯の如き赤十字社の事業の如きが仁川に行はれると日本は亂暴な國でない、又婦人も公の事に心を寄せるものであると云ふ事が分つて、日本の位地は高められるである、日本の内部へ入つても矢張り其通りであつて、何れの所にも相當に仁惠が行はれて居ると、外國の視察者が日本へ來て見て、日本が勝つた所が世界の迷惑になるやうな事は決してないから、始めて日本の勝利を喜んで迎へやうではないかと云ふことて、各國の嫉みと云ふ事も消滅するし、完全なる勝利を得ると思ひます。

私は實際した事の一二を御話して此話を止める積り

てございますが、明治二十七年に廣島に於て議會が開かれた時、私も矢張り召集されて廣島へ參りました、此時に日本の病兵と負傷兵が廣島の病院に多く居りましたから、國民の爲に身を犧牲に供したる恩の有る負傷兵病兵であれば、國民は此場合に謝意を表さなければならぬといふ相談が有志の議員の中に起つて、私が友人と共に總代として病院を見舞つたことがあります、然るに此病院の他の室に支那の捕虜が傷を負ふて療治を受けて居つた、此敵の兵隊も病傷兵として惱んで居る時は、日本の政府日本の人民が之を病兵として負傷者として取扱ふと云ふことは、眞に人間互に相愛する道であるから、日本の兵士を見舞ひたる其序を以て支那の兵も一應慰めてやらうと云ふので、私は友人と共に支那兵を見舞つたことがあります、此處には支那語を使ふ通辯が居りまして、支那の兵の心を私に申しますに、支那の兵は日本の病院へ入つて非常に喜んで居るのであります、全體支那の兵隊は支那の國民に憎まれるものである、支那の兵隊は少しも規律は無い、平生兵隊は民家へ入つて種々の物を取り、戰爭が止めば無籍の兵隊が諸方に出來ますから、或は盜賊となつて、國民を惱める、故に亂暴者と同樣に看做すので、日本の國民が兵は國を守る所の良民の武力的總代であると云ふやうな高尚の觀念と云ふものは支那の國民には無い、是は兵隊も人民をいぢめれば人民も兵隊をいぢめる、政府も兵隊を能く遇さないと云ふやうな種々の缺點が斯う云ふ事になる、若し支那の兵が傷ついて途中に倒れたならば、同國の人民は之を看護しない、見捨てゝ置くと云ふのが支那の有樣である、所が日本は反對であつて、敵國の兵が傷ついて倒れたのがあれば、それを收容して廣島まで連れて來て、日本の兵隊と同じやうに滋養物を與へ、藥を與へて世話をすると云ふのは、支那の兵隊は何の爲に斯の如く能き待遇を受けるのであるか實に感謝に堪えぬと云ふて、非常に驚き且つ謝して居る次第であります、今日見舞物を彼の捕虜に與へたならば、

愈々日本の人情は冷酷でない酷薄でないと云ふことと が支那の兵隊に分るであらう、日本の氣風を示すのは誠に小事と雖も輕んずべからざるものであると云ふ事を其通辯が種々の話の中に言つたのでありますが、此事は唯だ推察であつた、所が其推察が事實となつて現はれたので、愈々私は確信を有つて居るのであります、それは昨年十一月の十日に帝國ホテルに集會をした事があります、是は露西亞との事が危急になつて參りましたから、日本の政府に向つて此機會を失はず斷然たる處置に出づるやうに望むと云ふことを、平生戰爭を喜ばざる議論家が寄つて國民の意思を發表しやうではないかと云ふので、東京の重なる實業家と重なる議論家が寄りまして、集會をした事があります、此事は世間で知つて居る次第でございますが、此席に居た或る商人、遼東半島を歩いて商業の視察をして歸つて來た人であるが、此視察者の言ふ所に依ると、露西亞人が遼東半島を領して此兵隊が何分支那の土人を虐待する、種々の勞役に使つて給料を與へぬと云ふことは是は第二に措いて、平生品物を買つても決して拂ひをしない、それから抵抗をすれば腕力を以て支那人を押へると云ふのであるから、土地の者は營業上、安寧上弱りきつて居る、どうか日本の兵隊に來て貰つて安寧を保ちたいものであると云ふ考が支那人の頭にあると云ふことを、其商人から帝國ホテルの集會の席に於て承つて、前に廣島の病院に支那の負傷兵を見舞つたる時も斯の如き有樣であり、又今の帝國ホテルの集會に於ての實業家の話に依つても其やうな有樣である。赤十字社の事業の如きは戰爭には全く關係なく國の境を撤して仕舞つて、人類の憐れむべき者を憐れむと云ふ仁惠的の事がどれだけ國の勢力を助けるかと云ふことは決して空想でない、誠に確實なる事實であると思ひます。斯う考へて見ると國民が國に對して働く餘地は總ての方面に在る、兵として戰場に臨む人は勿論直接の務めでありますが、平和の人民が營業を爲して居り、教育を爲して居り、

其他の仕事を爲して居る、是亦總て國の爲に力を添へる所の種々なる事が籠つて居ると思ひます、又婦人が働く所の仁慈的事業と雖も、是が集つて國の名譽と國の面目を高める大いなる泉源となると思ひます、詰り國内の人心が國を立派にしやうと云ふ事に一致し、平和の人民は婦人未成年者に至るまで戰場に於ける軍人の艱苦を思ひやつて、それ〳〵國の爲に盡すと云ふこと、其麗はしき中より非常なる勢力が現はれるのでありまして、私は此學校へ參つて先刻拜見しましたが、勞を惜まず軍人の爲に繃帶や衣服を御作りになると云ふことがあるのは、其中にどの位國力を强くせしむる心が入つて居るか、軍人が之を聞いたならばどの位の熱心を增すかと云ふことを感ずるのであります。

擧國一致と云ふ中に男女とも入るものである、國に對する誹謗に向つては種々の方面に於て之を防がなければならぬ義務は何人にも屬して居ると私は思ひます、仁慈の事業は武力と種類を異にして居るやうでありますが、武力を間接に强めるものは仁慈である、嫉妬を存する者にも仁慈の行ひを以て之に當れば、遂に終局の勝利を得ることは、戰中と雖も戰後と雖も國民が忘るべからざる所の良き敎訓であると思ひまするが故に、私の考への一端を此席を拜借して述べました次第でございます　（完）

寄書

●汎く介閒をして産婆學を修めしむるの議

醫學士　竹中成憲君

産婆の業に從ふもの産婆學に暗きときは産婦に蓐熱を發せしめ初生兒は風眼に罹り母の生命を失ひ盲目の兒童を作る故に一家の母たるものこの道を覺へ置かば自身分娩に際して安全なるのみならず他人を救助すべき機會は多々あるべし。

近來高貴の令夫人までが篤志看護婦となりて奔走せ

らるゝも多くは一家の母となりたるものは其志に差違なしといへどもこれを實地に施す事能はずこれに反して產婆は長時間自宅を明くるを要せず若し自己の友人中產婦を生じたるときはドーセ見舞に行ざるべからず行て茫然として傍觀または無益なる雜談に時を移さむよりも斯の道を修め置かば自身に產其の者が興味あるのみならず先方に於ても別段產婆を聘するの必要もなく費用と時間と勞を省く事となるべし。

殊に僻地には產婆なき川多く幸に產婆あるも舊式にして嶄新の斯道を修めたるものなきを普通とす此場合に自身修めたる學藝が如何に他人を喜ばしむべき乎以上の理由に據り予は汎く令閨をして產婆學を修めしむる事を勸誘するものなり。

●兒童の衛生

●第一章　全身の衛生

一、新鮮空氣と、太陽の光は兒童の藥なり。

二、夜は早く眠に就き、朝は早く起きるが良し。

三、濡れたる衣服は寒冒の因、早く着換を怠るな。

四、寒中たりとも襟卷は、全く不用のものなるぞ、足袋は各自の勝手たり。

五、顏を洗ふは水にてよし、身體を水にて拭くもよし。

●第二章　胃の衛生

一、口は善く〱嗽ぐべし、毎食嗽げば齒牙の爲め。

二、食事以外は何物も、喰はざるをば法となす。

三、未熟の果物は　悉く赤痢、コレラの因となる。

四、色鉛筆は嘗むるなよ、中に毒をば含むなり。

五、食事は善く嚙み消すべし、熱きと氷は胃にも、齒にも、害をば作るものぞかし。

六、運動終りてかはくとも、五分時間を休まずば、水を飲むなと記憶せよ、それも多量は害あるぞ、夏はわかしてさましたる、水に限ると心得べし。

七、一日に、三度以上も下痢すれば、母に告ぐるを忘るゝな。

●第三章　肺の衛生

一、口は閉ち、鼻にて深く呼吸すべし。
二、歩行するには頭を上げ、胸を反らして歩くべし。
三、塵は肺の大毒なり、勉強遊戯の其時も、之を避くるを務むべし、
四、机に對する其時も、胸を反らして屈むなよ。
五、何ごとを爲すにも身體を、屈めて胸をば壓するな。

●第四章　眼の衛生

一、光は成るべく左より、受くるやうにと心得よ、暗き場所にて讀書なし、習字するのも眼には毒。
二、ランプの火焰直接に、眼に輝く其時は、必らず傘にて覆ふべし。
三、書物用紙は總て皆、眼より一尺三寸隔つべし。近眼豫防の規則なり。
四、視力疲るゝ其ときは、一時遠くを眺むべし。
五、塵など眼に入る時は、急ぎて眼をば擦るなよ。靜に默して待つときは涙液出てゝ流るべし。
六、眼病ありと思はるゝ友と遊ぶは惡きなり、トラホームと稱ふる眼病は、容易く人に傳染す。

●第五章　耳の衛生

一、耳を打ち、又は耳の近所にて、強き音をばすべからず。
二、鉛筆、石筆、尖りたる物にて耳を掻く事は、耳をこわすの恐あり。
三、水、耳内に入りたれば、頭を傾け出すべし。
四、耳垢苦きは虫を避く、若し虫入りたる其ときは、水油又は石油をば、入れて靜かに待つがよし。
五、何品にても入りたれば、自から耳掻使用すな、重き品なら其耳を、下と爲して振出すべし。若しも出でざる其時は、醫師の許へと到るなり。

（完）





醫學士　石原喜久太郎

◉夏時衛生上の注意

是から時候も追々暑さに向へまするので我々の健康に就きても大に注意をせねばならぬのであります、茲に聊か次のやうに箇條をわけて其注意すべき點を述べましやう、

◉夏と黴菌と

夏になりますると空氣の溫度即ち氣溫が高まつて參り之が爲めに種々の黴菌の繁殖に適するやうになります、若し之と同時に黴菌の養分がありますると黴菌はそこで非常によく繁殖を遂げることになります、夏季に際し食物（動物性の物や植物性の物質）が腐敗し易いのは主として黴菌の働に因るのであります、黴菌にも種類があつて、虎列刺や腸窒扶斯の如き人の身体に直ぐに害をなすものあれば、また直ぐには害をなさぬけれども食物などにくッついて先づ之を腐敗せしめ、其腐敗した者を食べれば急性胃腸病を起すことあり如此して人の身体に害を與ふると云ふやうなのもある、斯様なのは腐敗菌と云ふのですが、夏分不潔にして置くと之が盛にくッついて繁殖をする夫故暑い時節には清潔と云ふ事が一層必要であります、

所で清潔とか、不潔とか云ふやうな事は實際どんなことであるか、之を嚴密に詮議して學問的に述べやうとすれば大變に複雜面倒なことになります、それで私は茲では主に夏向き黴菌などの繁殖をば可成防ぐやうにすることを狹き意味の清潔と假定して御話致します、詳しく述べると黴菌學の講義でもするやうで、餘り問題外に走りますから、唯必要不得已だけにとゞめます、

先づ右のやうな、黴菌の繁殖するには(1)氣溫の高い

事、(2)水分のあること、(3)黴菌の食物となるべき物(養分)のあること、(4)日光などに當らぬことゝ等が主なることとです、處が夏であるから、前にも申す通り氣溫は高い、其上に水分即ち濕氣のあることゝ、黴菌の食物となるべきものがあれば黴菌の繁殖をして盛ならしむるのであるからして私は此濕氣と、黴菌の食物とを以て假に不潔の二要素と致しましやう、例を擧ぐれば硝子や石の如き水分もなく黴菌の食物をも含まぬ物は腐りもせず黴(之も黴菌の一種)も生へぬ、これに反してお刺身だの煮魚や、干さぬ飯などは腐りもすれば黴もはへる、垢染みた手拭には黴もはへる、汗染みた衣服を日々乾かせば黴の生へるのを防ぐことも出來る、飯を干して干飯にすれば腐りもせず黴も付かぬと云ふのは何れも、水分と、養分との關係が主であるからです、そこで私は夏分清潔にすると云ふのは可成水氣のないやうに、可成黴菌の養分の無いやうにすることを意味するのであります、此内の一ッを實行しても黴菌の繁殖を妨げることが出來るのです、勿論之は大躰上の原理であッて、實地上に於てはまだ〳〵込み入ッた事柄の存するものと御承知あれ、

●夏時食物貯藏方の注意

夏分は誰も前日煮た物を今日食べると云ふやうな事は無いでしやうから、貯藏方と申しても久時貯へるのでなく唯其日其時だけのことゝ御諒知を願ふのです、

先づ煮たる食物に就てゞすが、種々品數のあることですから、一々申されませぬ、一寸、飯とか、馬鈴薯の鹽煮とか、其ほか何でも煮立ての物で湯氣の立ッのを直に蓋をするか其他の方法で密閉して置くときはそれが冷えた後で汗をかくと云ッて、表面に露滴が付く、そうすると、氣中の黴菌又は其食物の内に死に殘ッてゐた黴菌が盛に繁殖して其物の腐敗が著しく速に進行する(私の學友が實驗致されましたのでは米の内の黴菌は之を煮て飯にしてもまだ死なぬとあります)是は表面の水分を傳はッて繁殖

するからです、夫故に夏分には煮立ての食物は可成湯氣が籠らぬやうにして貯へるか、湯氣が立ち去ッた後に初めて蓋をするか又は戸棚に納めるとかしなければならぬ、實際に於て、東京では餘り見受けませんけれども或地方などでは朝に煮た飯を夕方迄貯へるのに竹の笊に盛り、竹の細目の「しのこ」又は麻の網を以て蔽ひ之を風すきのよろしい場所に吊るして置く所があります、之はツマリ能く水分を立ち去らしむる目的に出たのであるのでしやう、また東京でよく見受けますのは四方から網を貼ッた蠅入らず戸棚の内に食物を貯へることてすが、之もよろしい方法であッて、是亦水分を能く立ち去らせる爲めに、食物の腐敗を防ぐのでありましやう、如此は自然に實験を經來た處の方法であります、

食物を置く場處に於て、萬一黴が生へて居る物がある時は、目にかゝり次第除き去り、綺麗にして置かなければ、それが又他の食物に移ッてくるやうになります、夫故に、申す迄も無く戸棚の内や食器は充分綺麗にして置く必要があります、食物の小片や、汁のこぼれなどの無いやうに注意するのが肝腎であります、雑巾の如きも綺麗によく洗ふて、日に乾かし、使用する等深く氣を付け度いものであります

●食物と蠅其他の昆蟲

詳しく申す程の事はありません、蠅などが他から病毒を持ッて來るものである事は屢々人が申さるゝ處であります、例へば虎列剌、赤痢、腸窒扶斯の如き病毒を運んで來る虞があります、其ほかの昆蟲も同樣に危險であります、無論何時でもそうあるのてはありませんが、トニカク、心持善く無いことてすから、食物を貯へるには出來るだけ注意し度いので、夫には前に述べました蠅入らず戸棚の如きものが至極適當てありましやう、蠅の多い處は蠅取りを設け四周の地面や塵溜を清潔にして消毒等をなすをよろしとす、

●臺所の注意

食物調理の爲めに生じたる食物材料の殘りもの、

食器を洗ふ爲めに出來る不潔物等の爲めに臺所の板の間及水流は兎角不潔になり易いのです、固形物は取集めて速に塵芥溜に移し、水流は掃除をして綺麗になし置き、可成そこらを開け放して空氣の流通をよくし又日光の映射をよくし、出來るだけ臺所の板の間、水流を乾かし置くべし、破損の箇所あれば之より水分漏れて床上を濕らし、腐敗醱酵を醸すの原因となる故に、速に、手入れをする事肝要なり

●塵芥溜下水溝の注意

塵芥溜は多く溜まらざる内に掃除するに過ぎたるはなし、永く立てば塵芥は水分を有する爲め盛に醱酵して不快の臭氣を放ッに至る、如此時は石灰乳をふりかけて臭氣をとめ速に掃除夫をして持ち去らしめ、其あとにも石灰乳をかけて置くは大によし、石灰なき時は一時釜の下の木灰にてもよし、下水の疏通をはかることは必要なり、不潔物が溜れば水流れ惡き爲め其邊の地面や、臺所の水流までが濕り勝でよろしくありませぬ、

●床下と疊と

家を建てる時には、地盤に氣を付けて、床下の地面が、庭や家の廻りの地面よりは、出來得るたけ高いやうにするのがよろしいのです、又床は一寸でも二寸でも高くした方がよろしいのです若し右と反對ならば、常に家の內、殊に床が濕り勝であッて吾々の身躰に害を及ぼし升併し既に出來てゐる家ではそういッても無益ですから、其儘て、出來るたけの注意を致し度いのであります、

先づ雨水が直接床下に流れ込まぬやう椽の下邊へ土を盛るとか、家のまわりの下水を疏通し、臺所の水流れをよくする等の事を務め、床下には塵芥の溜まらぬやうに、殊に夏前には床板を剝いてそれからよく掃除し、其跡に石灰を撒布して置くがよろしいのです、また床下は可成風すきをよくして置く、疊は同時にあげて日光に曝せば至極よろしいのであります、

（續出）

◉戰時陣中衛生心得（前號の續）

●露營之部

三、携帶天幕を連ねて幕營を設るに方り氣候暖かき時には開散幕營法を取り寒き時には密集幕營法に依る利ありとす剩餘の幕布は上地に敷きて濕氣を防ぎ又た脚に纒ふて寒を防ぐべし

四、冬季露營に際し足は殊に寒を覺え且最凍傷に罹り易きものなれば靴下を重ね靴上より藁繩などを卷き外套を纒ふて寢に就くを可とす

五、積雪中に露營を布くときは雪上に臥べからず是縱令雪を踏固むるも自然に融解して衣服を潤ほし體溫を奪ひ恐るべき凍傷若くは凍死を招くことあればなり故に地上の雪を除きてこれを周圍に堆積し雪堤を築きて掩蔽と爲し其中に臥すべし但し入口は風に反する側にこれを設くべし

六、便所の注意は舍營に於けると同じ

六、行軍病豫防の心得

行軍中軍隊に多大の損害を與ふる疾患に靴傷凍傷及渴病なれども靴傷の豫防に就ては身體衣服等の部にて略ぼ逑盡したれば左に凍傷と渴病との豫防心得を示すべし

其一　凍傷

一、凍傷の起り易き部位は手、足、耳、鼻の尖端部にして血の通ひ惡く隨て營養の乏き處とす故に冬季寒地に行軍するときは此等の部位に深く注意し且手足には出發前に凍傷膏（石樟軟膏）を塗り置くべし

二、傷凍及凍死の根本的豫防法は適當なる防寒被服を纒ふの外營養を充し夜眠を缺かざるにあり睡眠足らざるときは運動に懶く活氣に乏く營養足らざるは體內の溫氣微く外襲に對する抵抗力衰ふ即ち皆凍傷若くは凍死を招くの本となる故に寒時には殊に十分に食ひて腹を滿し又時の許す限りは睡眠することに努むべし

三、酒を飲むときは一時皮膚の溫氣を覺ゆるも體

内の温度は却て降り又爲に睡眠を催して凍傷若くは凍死の原因となるものなればその恐れある間は決して之を飲むべからず

四、凍傷、凍死の豫防上缺くべからざるは運動とすこれが爲に血氣よく運行し身温増加すればなり故に歩哨勤務の如き一地に佇立する時と雖勉めて足踏等の運動を爲すべし

五、摩擦も亦局部運動の一種なる故に寒氣のため耳、鼻、手、足等に感覺を失ふことあらば是凍傷の前兆なりと心得頻りに之を摩擦すべし

六、頭巾、手套及靴下は皆凍傷の豫防具なり苟も破綻あらば必ず繕ひて之を用ゐるべし

七、裸手殊に濕りたる手にて氷冷の金屬に觸るときは忽ち凍傷を起すことあり注意すべし

八、最も多く凍傷に罹るは足なり是靴下濕りて足と共に凍結するに因る故に其の豫防上最必要なるは靴内に侵入するを禦ぐにあれば川を渉り雪を踏む等總ての場合に於てこれに對する用心を怠るべからず猶ほ外より水入り又は足汗のために靴下濕らば休憩の間これを穿易ふべし

戰勝の秘傳は脚にありと古の名將言へり足の保護には最深く注意すべし

九、陰莖の尖(龜頭)も凍傷に犯さるゝことあれば放尿後等に袴の控鈕を掛ることを忘るべからず

十、凍傷の起らんとするや初め局部に寒冷を覺えたるもの今は痛楚を感じ已にして全く知覺を失ふ是凍傷の第一期とす此時に際し火に暖を取るは害あり宜しく雪若くは冷水に浸したる布片を以て頻りに局所を摩擦し善く拭ひて凍傷膏を塗り置くべし

凍傷尚進むときは局部の皮膚變色し且水泡を生ず此時速かに軍醫の治療を受くれば大事に至らずして癒ゆるものとす

十一、戰友中總身硬くなりて途上に倒れ將に凍死に陷らんとする者あるときは軍醫の來る迄左の

方法に依りて救助に努むべし決して遽かに之を溫包し若くは火邊に近づかしむるやうの事あるべからず

(イ)先づ此凍者を火氣のなき一室内に運びて衣服を脱がしめ雪を以て若くは冷水に浸したる布片を以て頻りに全身を摩擦すべし

(ロ)摩擦中肢漸く柔かになるを見ば之を水中に入れ引續き全身を摩擦しつゝ徐々に湯を注ぐべし(若し凍者を容るべき器なく湯水をも缺く時は直ちに人工呼吸法を行ふべし)

(ハ)湯を注ぎて微溫となるに至らば取出して全身を拭去り再び之を冷室内に移して臥床に就かしめ人工呼吸法を施すべし

(ニ)呼吸恢復するを以て溫茶を飲ましめ輕啜の衾褥中に安臥せしむべし

十二、積雪の行軍中には雪盲又は雪目(眼病)に罹ること多し故に行進中勉めて俯首を避け且つ淡黑色の眼鏡若くは眼簾を用ゐて日光の反射を禦ぐを良とす

十三、氷結せる河湖等を渡るときは手を隱の内に入るべからず誤りて水中に陷ることあるも隱の中の手は支持の用を爲さゞればなり



質疑欄



●●●●質問注意　質問中診察せざれば應答し難きものは一切解答せず又答解に遲速あるは登載順に都合ある爲めと御承知を乞ふ●質問は端書にても封書にてもよろしけれど單に質問のみをわかりよく認むる事●質問に姓名を出すことを好まざる方は匿名にても差支なきも事務所へは姓名御通知の事●本號の雜誌に登載する分は凡前月十五日迄に申込まれしものとす

質問者　新潟　某女

問　子宮内膜炎で搔爬術を致したのですが何週間位で全治しましやう又右の病に罹る時は不姙症になるとの事ですが事實に候や伺上候

答解者　本會質疑擔當者

此病ひは子宮を組織する肉囊の內側にある膜の病氣

て其原因も種々さま〳〵て又急性のものと慢性のものとあッて手術の巧拙にも關係するものですから何週間て治癒かの問ひに對しては確答致し兼ねますが子宮内膜炎に罹りたるもの丶不妊症の原因になることは非常に多いのですが搔爬術を施して全治すれば之に因りて姙娠を來した例も又多いことは正確なことてあります

質問者　岐阜一會員

問　横濱なるサンデン電氣商會發賣に係るサンデン電氣帶は廣告の如く効能有之候や

答　右は未だ專門學者の實驗證明がありませぬから確答は致し兼ねます東京帝國大學などの學者連に訂しましたが未だ何等の明答を與へられませぬ

質問者　米澤支會員

問　三月の雜誌に毛髮病の話の内水溶液として使用の分ヲレーフ油とアルコールとは混合致さず候へども右は如何の譯に候や伺上候

答　右は混合はしますが溶解はしません三月雜誌中のアルコールて油を溶かしてとあるは穩當てなかつたかも知れません右は普通わかり易き樣に申したのて化學的溶解の意味てなくアルコールとオレーフ油と混合して毛髮の上に一種の作用を起すことを申したのてす勿論オレーフ油はアルコールには溶解しませぬから使用の時はよく振盪せらるべし

質問者　神田一會員

問　加里石鹼は毛髮や皮膚に宜しいといふ山田先生の御話てしたが頭部だけの皮膚てすかまた全體の皮膚に宜しいのてすか顏面を洗つてもよいのてすか尙石鹼の良否は如何にして見分るのですか

答　加里石鹼は毛髮にとりても皮膚にとりても大變よろしいので頭部などに腫物の出來たときとか毛の拔ける病即ち指漏症などいふ病には尤もよいので其外顏を洗ッても大變きもちがよくおできなどがふえる憂ひがありませんおできなどの蔓延するのは粗製の石鹼から來るのが隨分多いのです石鹼の良否は化

學的試驗を經なければなりませぬから之れは後に讓り先づ素人の試驗として容易なるは石鹸を水で試驗するので（水にも硬軟の別あれども）東京の水道の水なれば良き石鹸は非常に泡立ち惡しき石鹸は之に反しますそれから洗ッた跡で手などが（ザラ〳〵）するのは善い石鹸でありません

質問者　地方贊成員の一人

問　重炭酸曹達と曹達との差異伺上候

答　俗に重曹といふのは重炭酸曹達又は重炭酸那篤留謨と云ひて符號は $HNaCO_3$ なり又俗に曹達といふは炭酸曹達又は炭酸那篤留謨の事て符號は Na_2CO_3 なりされば重曹と曹達とは全く別物にして重炭酸ソーダは重もに藥用となし粗製の炭酸ソーダは洗濯用に供す

質問者　本郷一會員

問　一、齒磨に木炭末や規那皮などを使ふと齒質を傷めずして奇麗になり且口中を防腐するの効ありと申候へども其儘使用差支なきや又普通齒磨中に混じて用ゐてよろしきや

問　二、私の知人は眉毛やひげが薄いのですが或る書物に芫菁丁幾一〇、〇ザリチル酸五、〇アルコール五〇〇、〇又先日二六新報に芫菁丁幾一、〇肉荳蔲油五、〇香油五〇、〇を塗布すれば宜しき様書きありましたが他に良法有之候や

答　二、芫菁丁幾は劇藥ですから醫師に乞はるべし右處法は別に差支ないと思ひます幾分の効能はあるに違ひありません是等の藥は皮膚を刺戟して掀衝を起こさせソコに血液が集りて毛根の滋養分を増さしめて發育せしむるのです又昇汞アルコールでも多少の効能はありますが何れも皮膚が糜爛するの恐れがありますから劇藥使用のことは素人方の爲さゞる方よろしく醫師に就て調劑を乞はるゝを安全なりとす

答　一、木炭末及規那皮末には防腐の効はありますがさりとて木炭末を口の中にツメ込んで置く譯には參りません又規那皮末の如きは迚も苦がくて使用に

適しませぬ坊間販賣する處のものは大概少量の鹽酸加里、浮石末、麥粉等にて良好なるものにあらざれども若しマグネシヤ、炭酸石灰、及最良の藥用石鹼にて製したるものは先づ以て良好のものであります

問　白髮染様のもの皮膚及び毛髮に害ならざるもの御座候へば御教示被下度候

質問者　新潟一會員

答　坊間鬻ぐ所の白髮染藥も種々あれども官廳にて試驗の上許可せしものは大した害はありますまい併し尤も安全なるは西洋の黑色「コスメチック」即ち(日本のびん附に似たるもの)を採用せらるべし唐物店にあります

問　剃刀や櫛の消毒安全なる法伺上候

質問者　高崎一會員

答　總べて金物の消毒は炭酸曹達一パーセントの割即ち百分の一の割の液に剃刀を入れて凡三十分間煮沸するを尤も安全なる方法とす素人は煮沸すると刄の鈍ぶるかと恐るゝも曹達の入れあるときは決して其變ひなし止むを得ざる場合には二十倍の石炭酸中に三十分間も浸し使用せらるべし家内皮膚病者なきときは夫れ程の必要もなかるべし櫛なども前法にてよろしけれど之は温度を加ふべからず

問　俗に「ゼンソク」と申す病は肺に故障のある故に候や肺病になるものにや

質問者　神奈川の一女

答　俗に「ゼンソク」と申す病は「アヌトマー」とて鼻とか氣管支に故障のあるものなれども肺に變化のないものです肺病は御承知の如く結核菌といへる「バチルス」によりて起るものなれば傳染性を有すれども「ゼンソク」は然らず但し「ゼンソク」の上に肺病に罹る事もあれば是等の區別は醫師に就きて診斷を乞はるべし

問　盲腸炎は不治の症に候や又病氣のはじめは如何の模様に候や伺上候

質問者　下谷通常會員

答　盲腸炎とは盲腸の掀衝て右の下腹の處て普通大變痛むもので掀衝部に腫れが來まして熱度も高くなり重い病氣でありますが不治の症とキマッたものでありませぬ

問　肺結核病者の器具消毒の簡易にして完全なる法伺上候

質問者　赤坂一會員

答　完全なる方法は蒸氣消毒とす若し之を行ひ難き物品には石炭酸水を以て磨拭し或は充分日光に曝露するにあり

名家談片

▲鳩山婦人の談（婦女新聞紙上所載抜萃）

婦人の感化力　（前略）夫人はラスキンの言を引かれ女が責任を有たぬ戰爭又は不正は世界に於てあるをなし。此れ女が煽動せしといふに非ず、女が之を防止せざりし爲めなり。男は天性如何なる原因にても戰はんとす、時としては原因なくしてすら戰はんとす。男の爲に其原因を選び、原因なき時は之を禁止せんことを勉むるは女の任なり。地上に於て總ての悲慘、不正、不幸にして其罪女に歸せざるものなし、蓋し男は悲慘、不正、不幸、を目擊するに堪へ得べきも、女は決して之に忍ぶべきものに非ざればなり、男は競爭に於て無情に之を踏み倒し得ることあるべし。男は同情の念薄弱になり易く、やゝもすれば永遠の希望に狹量なり。獨り女は、他の苦痛の深奧を感じ得、之を治せん事を思ひ得るものにして、これぞ眞の女たるべしと。
右はラスキンが申した事であります隨分玩味すべき言葉と考へます。たゞ己の慾望を遂せん爲めに妄りに戰を起す露國の如きは、其女子教育の殆ど皆無とも申すべく。其女子の劣等なる樣が想像されますと女の男を善化するよりも惡化する力の强大なることより女子德性涵養の急務を說かれ
最後に子女の教育に關し左の如く言はれたり
或人が子供の教育を始むる時期を問ひしに。ラスキンは此問に答へて、出生後六ヶ月なり、即ち小兒が母の笑顏に向ひて笑み、短氣なる顏に向ひて、短氣を以て返し得る時なり、と申しました。然るに他の賢き人は此問に答へて申すには、小兒出生前二十年に始まると。これは其母親を二十年前より教育する必要ありと說いたのであります。眞に道理ある言と考へます。云々

▲下田歌子女史談（日本婦人第五十五號演說抜萃）

家庭的經濟に就て　前略日本は從來武人的教育に力を盡くし武士道の外は殆んど他を顧みないと云ふまでに國の爲めに殉し君の爲めに死ぬと云ふ國柄なれば日本の兵が十万二十万三十万と皆死盡しても日本國民は決して降伏しませぬそれは私が教育の原因を推して斯の如き結果の生ずべきことゝ思つて居りました、けれども武人として教育に全力を注いだ日本國民は經濟の上に於ては未だ決して大勝利を得ることは豫期し難いことである今度も戰爭には勝つても經濟の方に困難を來しては大へんだと思ふと同時に私は女子であるから云々（中略）國家の富は個々の家庭から成り立つて行くもので家庭が富めば即ち國家富む譯で家庭の富を生む處のものは女子である故に富の源たる家事經濟を好く研究し工夫をして上手にならなけれ

ばならぬ我々は誠に經濟は細てあつたのですから何うも今日の婦人が考へる處の經濟は往々誤個の道を得て居ないと私は思ひますとて節儉は是非とも奬勵しなければならぬことながら其節儉の方針が動もすると消極にのみ流れるようであるとて一例として乃まで使つて居りし女中も廢て髮も結はせぬ食物も減じ衣服も新調しまい而して其金を以て兵を賑し軍人遺族を扶けやう軍資に献じようと云ふ實に其志は誰人も感涙を催さぬものはありますまいが（中略）若し今東京の市民全躰が一致して下女を廢したら假りに一人づゝ廢したとしても先つ此下女を救ふ路を立てなければならない髮を結ふことは人手を要すべきことではないと云ふ考は常に持つて居りますがそれも皆が今急激に廢すると云ふことは如何でありましやうやはり急に困る人が出來はしまいか又滋養物を減ずるに至つては節儉を取違へるも又甚だしいことであつてさらでだに日本國民の食物は粗末過ぎて爲めに身躰の發育を妨げ往々精神のみ過敏になつてからだの不充分なるが多いとて曾て日本大學生の欧米大學生に比し腦力はあつても夭死せし一例を擧げて躰育を奬勵し又寒村僻邑に在つて常に充分の物も食べて居ない處に村長などが話して三度の食を二度に減じて軍資金に献納せよ新らしき衣物を拵らへれば罰金だなど丶と云ふに至つては實に其心は感ずべきだが甚しかたは無智無識の極此處に至つたと歎息しなければならぬとて東京近在の一例を擧げ須くは今一歩進んで積極の經濟法を家庭に講じて戴きたいと女史の家畜の畜ひ方を研究しつゝあることより其他此頃企てのある兵士の着物を縫ふとか洗濯をするとか猶進んで聖路易の博覽會に編物なども試みつゝあることより大國民となるの覺悟を促し又普佛戰爭の時佛國四にては國民擧つて二時間づゝ餘計に働らいたと云ふことを聞て居りますが何うか日本も之に倣ひたいと內職の必要より贅澤な人や驕りに長じて居るやからには此時を機として十分に節儉せしむること等今回の開戰に就き諄々として其覺悟を說かれ最後に左の如く言はれたり一昨日リチャードソン夫人がわが學校に來られて國家の基は婦人にあり須くは是れから貴女方の發達進歩を望むと言はれた……戰の中は男子の舞臺平和克復の後は女子の舞臺です而して戰の舞臺の役者は世界から大喝采を得た平和克復後の舞臺に於て喝采を得るやうなる働らきを我々が爲し得らるゝや否や多くの人から賞賛せらるれば せらるゝだけ成効すればするだけ力の足らぬことを省みて心配に堪へられませぬ云々と二十世紀婦人の覺悟を詳述せられたり

中外彙報

田うごき草

近頃該草の効能顯著なることを説くものあれど夫れ程の効能はあらざるべし但し其成分は單寧、エーテル油及植物粘液にして健胃劑ともなり又古來盗汗、出血、下痢を止むるに用ゐたれども肺病學者として有力なる竹中學士は田うこき有効說を排し肺結核療法は隔離、營養を主とし藥品は第二位に置く若し藥品を用るとせば宜しく「ケレオソート」を用ゆべしと蓋し學者一般首肯する處なるべし

▲食鹽水撒布試驗成績　道路塵埃の飛揚するを防んには常水よりは海水方の遙に優るとの說を實證せん

爲めに東京市衛生試驗所技手兒玉氏の試驗によるに海水に擬したる食鹽水、及び苦鹽水（俗に苦利と稱する者）を造り食鹽水は常水一石に讃岐産下等鹽三升の例を以て溶解し苦鹽水は常水七升に三升の割を以て溶かし此三種の水を撒布して其乾涸の遲速を觀察するに常水の乾き方尤も早く食鹽水之に次ぎ苦鹽水は乾き方尤も遲く此の三者は街路に撒布すれば多少常水に優るの効ありといふ尚目下試驗區域土質に付き試驗中なりといふ

▲軍隊衛生と大御心　氣候變化の季節ともなり一方には我軍のます／＼滿洲深く入り込み種々の困苦を重ね若しくは缺乏を來すべければ此際一層周到の注意を以て軍隊衛生上の實効を奏すべき旨御内沙汰ありしやに承る　陛下の大御心ぞ有難き

▲兵士の糧食　戰地にある兵士の糧食に付其給與不足を憂ふるものあれど假令ひ滿洲派兵の爲めに荒されたりと云へども決して缺乏を告ぐることなかるべしといふ戰地に於ける基本定量は左の如し

區分		品種	一日一人分
主食		精米	六合
副食	肉類	罐詰肉	四十匁
	野菜類	乾物	三十匁
	漬物類	梅干（内一種）	十匁
		福神漬（内一種）	十匁
	調味品	醬油エキス	五匁
		粉味噌	五匁
	食鹽		三匁
	砂糖		三匁
	飲料	茶	一匁

而して右のほか給品として一週間に一回若くは二回清酒二合火酒四勺甘味品三十匁以内の内一種紙卷煙草二十本を給與せられ時々代用品は糒、パン、重燒パン、無骨生肉、骨付生肉、鹽、乾物漬肉、卵、生物、糠漬、鹽漬、醬油、味噌等にして現地に於て調辨し得る場合には生肉六十匁骨付生肉七十匁迄を給すといへば兵士の給與は多くの場合決して不足を訴ふることなかるべしといふ

▲マッコール孃の慰問　英國皇后陛下の深き思召を體し我が忠勇なる傷病者を親しく慰問の爲め波濤遙かに渡來せられたる孃は去月二十八日赤十字社病院

船博愛丸にて宇品を出帆せられ本月一日孃及び隨行者セントラルビ孃通譯黒田コト子には安東縣に上陸し翌二日我兵站病院分室より巡廻せられ先づ手術室に入り一切の醫療器を精細に熟覽したるが其設備の完全なるにはいたく滿足の樣子なりしと曩きに各國新聞記者も深く手術室の完全なるを嘆賞せりといふ隈なく病室に入りて慰問をなし次に同院より十五六町なる八道溝の本院に至り其翌日は騎馬にて義州の病院を見舞われ往復九里餘の嶮惡なる道路も更に疲勞を覺へさるものゝ如く之より鳳凰城に向はるべしといふ孃は其心情いとやさしく兵士を慰問するに方りては邦家の爲め健闘呻吟の勇士を見ては女性のやさしき胸に汲みかねて屢々同情の涙にむせばるゝといふ曩きにはマッギー夫人の慰問あり今又玆にマッコール孃あり而かも繊弱なる女性にして此擧あり我將卒の苦境も天使の慈光に接して荒涼殺伐の境界も今や春風駘蕩の觀あらん

●マッギー婦人一行の精勵　米國ドクトル、マッギー婦人の一行は既に廣島二個救護班看護婦として勤務中なるが同一行は外國人の事にもあり殊に義侠的就職の事にもあれば松方社長より時に同支部へ宛て宿舍等に付ては充分便宜を與ふべき旨令達ありし由なるが同婦人等は一般看護婦と同等の取扱ひを受けたき旨を申出又是迄夜間勤務は除きありしが之れ等に就ても普通看護婦と同樣に從事したきことを出願せるが目下自炊夜勤等も爲し一般看護婦のなし能はざる周到なる救護事業に從事しつゝありと云ふ

▲ケンメル孃の横濱着期　マッギー夫人と同行の筈なりしも病の爲め止まりたるケンメル孃は去月廿九日横濱に着後直ちに神戸に回航し同地より直に廣島に赴きしといふ

▲日本花柳病豫防會創立　東京帝國大學醫科大學皮膚科教室内日本皮膚科學會員主唱者となり日本花柳病豫防會を創立せんとて昨今廣く會員の募集中なりと

▲近視眼の增加　當業者の談に明治十四五年時代に

は老眼鏡の賣れ行き百個に付近視眼は僅かに三十個位なりしが近頃は反比例に至りしとは驚くべき現象ならずや

▲三國手の大本營附　今回陸軍々醫監醫學博士橋本綱常、同佐藤進同菊池常三郎の三國手は大本營附となり橋本氏は東京豫備病院、佐藤氏は廣島豫備病院、菊池氏は松山衛戍病院御用掛兼勤仰付けられ專ら入院患者治療上の監督に任せられしといふ

▲有菌鼠の系統に就て　四谷に發見せる有菌鼠につき其系統如何に關し今尚引續き取調中にありて確かに夫れと認むべきものなきも茲に同所裏鹽町一丁目に乾物商を營める下田某は先月中に牛莊より輸入せる大豆を受入れたることありとの事なれば萬々一此大豆に黴菌等ありしを鼠族が喰ひたるにあらずやとの風説あり

▲内務省と戰後衛生　戰後衛生の不行屆の爲め傳染病の流行せし例各國に乏しからざれば内務省衛生局にては戰爭の終局と共に傳染病發生豫防其他に關し早くも其の調査に着手したりと

捕虜收容地の衛生取締　内務省は捕虜の到着すべき愛媛縣、廣島縣、高知縣の各縣知事に對し捕虜取扱上に關する衛生注意事項を列記し夫々内訓したりと云ふ

▲田中宮相の近詠（勿忘の歌七首）

ちしほもてわがせめとりし國土を　うばひさられし遺恨忘るな
國のため家をも身をもわすれつゝ　たゝかふ人を夢なわすれぞ
眞心のあかきしるしの旗とりて　おくりし人のなさけわするな
死にかはり生かはりても忘るなよ　わが大君にむかふかたきを
勝ちしときかぶとの緒をばしめよてふ　ふる諺をつねにわするな
幾千度からきめみても忘るなよ　君が御楯とおもふこゝろを
ものゝふは朕が股肱ぞとのたまひし　大みさとしを忘るなよ人

▲皇后宮御仁慈　我兵に義手義足必要のものには御下賜あらせらるゝが今又松山赤十字社病院收容中なる露國負傷士卒に對し同樣の御沙汰ありしやに承る一視同仁の思召こそ有りがたけれ

▲大島男劇作の歌　戊辰の役函館に立籠りし舊幕出身の會合なる碧血會に於て喝采を博したる大島男劇

俗の歌いとおもしろし

憐れロシヤの兵隊は　ひどい苦手にアイウエオ
世界に恥なカキクケコ　日本に手柄をサシスセソ
評判高くタチツテト　旅順は今にナニヌネノ
降参手なつきハヒフヘホ　穴に逃げ込むマミムメモ
償金澤山ヤイユエヨ
ウオッカ(ロシヤ酒)で舌もラリルレロ
仲裁頼みワヰウヱヲ

▲印度貴婦人の同情　此程印度カルカッタの貴婦人四名は黄金製の腕輪、頸飾外二點を賣却して我陸海軍恤兵費用に加へられたき旨申越されしより殊に名譽を衒ふ世に匿名とは其心事いと奥ゆかしからずや

▲初コレラ　コレラの「ハシリ」は感心したものにはあらざれど東京府下にては去月廿九日京橋越前堀繋留の船頭疑似コレラに罹りたりこれぞ本年の初めなり右に付警視廳は該病に關する廳令を發せられたり



●卷首口繪の説明

上圖(一)は五月二十六日金州南山の大戰に於ける我傷者の中六百餘名を速に收容治療せし金州城を去る東北方約里餘の閑家樓なる村落に開設せし第一師團第二野戰病院の全景なり前方に高く屹立するは老虎山にして其の下部鏡形の橋は東清鐵道の線路なり左方に煙の舉るは炊事場なり

病院長は大日本婦人衛生會特別賛成員たる陸軍三等軍醫正星野葆光氏なり

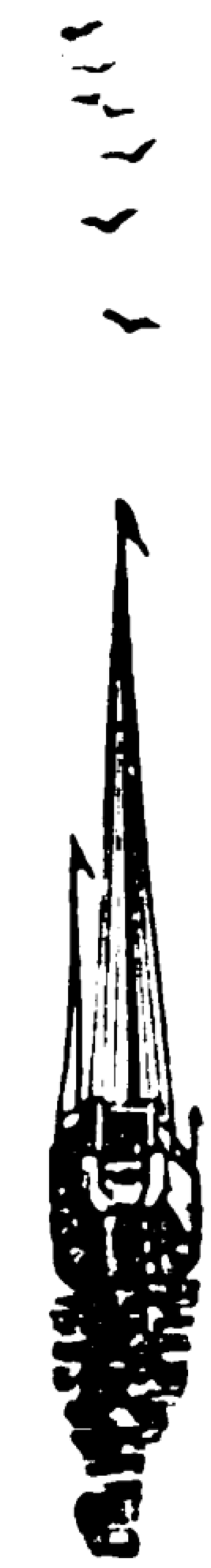
下圖(二)は遼東半島に上陸せる第二軍の内第一師團第一、第二、の兩野戰病院幷に全衛生の宿營せる林家屯の全景なり此の際兩野戰病院は作業を開始せずと云へども衛生隊は患者療養所を開き病傷者を收容せり

右方は第一野戰病院中央は第二野戰病院左方は衛生隊なり

第一野戰病院長は陸軍三等軍醫正　北村徐雲氏
第二仝上　仝　星野葆光氏
衛生隊醫長　陸軍一等軍醫　横川徳郎氏

右寫眞は高崎支會講師水谷藥劑官の戰地より態々送附せられたる得易からざる最新の撮影なり氏の厚意は深く謝する處なり

水谷藥劑官より左の如く申し添へられたり



右は公務の餘暇不完全なる器械と不充分なる藥品とを用ひて撮影せしものにして素より精巧にあらずと雖貴誌に轉寫せられ聊か我野戰病院の一況を會員諸姉に紹介せらるゝあらば幸甚

第二軍第一師團第二野戰病院

水谷藥劑官撮影寄贈

▲浦和赤心婦人會　出征軍人の家族を慰問し兼て恤兵部獻金を目的として成立せる同會は該地の慈愛深き令孃の下により發起されしものにて目下百五十餘名の會員と三十餘名の賛成員ありてます／＼盛況に向ひつゝありといふ其役員左の如し

會長　伯爵夫人　木下ふみ子　　幹事　大島直子
　　　　　　　　　　　　　　仝　池田さわ子
相談役　平野常子　　仝　宮崎まさ子
仝　高橋ふみ子　　仝　服部悦子
仝　田中こう子　　仝　橋村その子
仝　吉村はま子　　仝　山田松代子
仝　飯尼たつ子　　仝　中村はつ子

▲横井氏の講話　特別賛成員横井忠國氏は目下留守病院長として公務に忙殺せらるゝ有様なるが公務により埼玉地方巡回中去十一日赤心婦人會の招待により衞生上に於ける婦女子の地位に付演説せられ又仝夜は伊藤師範學校長の依頼に應じ埼玉女子師範學校に於て生命の儉約と題し婦人衞生の必要と急務とを講話せられしといふいつもながら仝氏の本會の爲め聲援を張らるゝは多謝に堪へざるなり當夜の傍聽者は女子師範學校高等女學校兩寄宿生徒四百餘名なりしといふ



大日本婦人衞生會記事

◎六月本會例會景況

六月四日第一土曜日午後一時半より神田區一ツ橋通り女子職業學校内に於て例會を開きたり會長鍋島侯爵夫人にも參會せられ席定まるや醫學博士土肥慶藏君には軍隊と花柳病との關係に就き先づ既往に於ける各國戰爭と傳染病との統計より説き起して本病は人の言ふことを恥る病なれは是れが爲め却て蔓延を來すものなりとの冒頭を置きて本題に移り花柳病

の軍隊に及びたる關係を歴史上より細說せられたり今其梗概を記さんに一千四百九十四年即十五世紀の終に至り佛王チャールス八世の伊太利を攻めたるとき軍は連戰連勝の結果遂に全勝に歸し都會の人民は止むなく大に軍隊を歡迎の結果チャールス八世も永く玆に逗留して漸く淫樂を逞しうするに至りしが軍隊には一種の奇病流行してネープルス市街にも大に蔓延するに至りたり初め帝の引率せし兵士は其數凡三万八千人なりしが終りには戰死と流行病の爲め殆んど皆無に屬し且市民の反抗により仝帝は結局何の得る處なくして再び本國に歸るの止むを得ざるに至りたりと此戰爭の歴史上著名なるは其働きぶりの勝れたるに非ずして初めて恐るべき花柳病を蔓延せしめたるが爲なりとて伊太利ネープルスに於ける黴毒流行の原因を說き其遠因としては「コロンブス」の亞米利加發見の際（即佛伊戰爭の一年前）其水夫の内に亞米利加土人より此病毒を感染し來り遂に西班牙よりネープルス婦人に傳はり之より歐洲に蔓延して歐洲の印度及支那と交通開けし以來又日本に渡來せしものならんとて日本の古書月海錄の記事を引證して永正九年諸國に「カサ」と云ふ病はやり「トウガサ」又は「リウキツカサ」云々とあるを見れば唐より日本に入りたるものならんとの斷案を下して尚詳細に傳播の模樣及元龜天正時代盛んに日本に蔓延して名將多くこれが爲め斃れたることより一例として結城秀康の病症を詳述せられ終りに花柳病の蔓延は軍隊の大に助を爲すものにしてペスト、コレラの如きは其病毒の猛烈なるに拘はらず一時の流行に止まるも花柳病、結核病の如き慢性病にありては永久に蔓延するものにして其害毒たる一世の豪傑も爲に夭死し子孫は孱弱となり國家の生存力に至大の關係を有するものなりとて「アイノ」人種の例を引きて人種消滅の理由を說き最後に豫防上及本會に對する希望とを述べて終結せられ次に

子爵小笠原少佐には海軍雜話と云へる演題にて海軍に關する衣食住より今回の戰爭に於ける戰死傷病者

の統計を舉げて戰時却つて病者を減じたる現象に就き二の理由あり一は平時より衛生の行き屆きたると二には日本士氣の旺盛なるとにあり如何となれば露國側には故意に病氣となるもの多きに拘はらず日本兵士の如きは一層養生に心を用ゐて奉公心に富めるを賞し石田三成の故事を引きて養生の大切なるを說き要するに身體の健康は適當の運動、衛生法及氣分に關するものにして活氣は人生缺くべからざるものなりとて英皇戴冠式參列の際我艦に於ける活戰演習の盛んなりしことより延いて第二及第三回旅順閉塞の實况を或は圖に或は戰地よりの手簡によりて詳細に講話せられしが米山丸下士官及信號兵曹の沈着勇武なること及白石少佐の性行より其果斷なる事を遂行せしにあらざるかとの壯烈悲絶の談に移り又匝瑳大尉報告中大尉は閉塞の前日艦內を搜索して數羽の雞を得之を部下に與へしが兵士は皆明日をも知れぬ生命の同情したるものか之を殺さんともせず却つて甲板に放ちて自由に遊ばせたりとの一節は滿場感に打たれて嗚咽を禁ぜざりき氏は尚說いて曰く我軍人の勇武なることは實に感嘆の外なし蓋し兵士舉動の如何は身體の强弱に關することと勿論なるも又幼時より家庭婦人薰陶の消長如何に大關係を有すと督勵せられ尚別室に於て廣瀨中佐戰死の時迄携へられし手帳及林兵曹長の血盟書等貴重品を示して說明せられたり當日は出席會員非常に多く役員は會長の外左の如し閉會は午後四時なりき

鳩山春子　岡田とく子　濱尾副會長　高橋孝子
羽田三紀子　高木かう子　松平芳子　田村きよ子
石川さだ子　山本多穗子　宮本らく子　中濱よし子
子爵夫人松平久子（出席順）

茨城支會報告

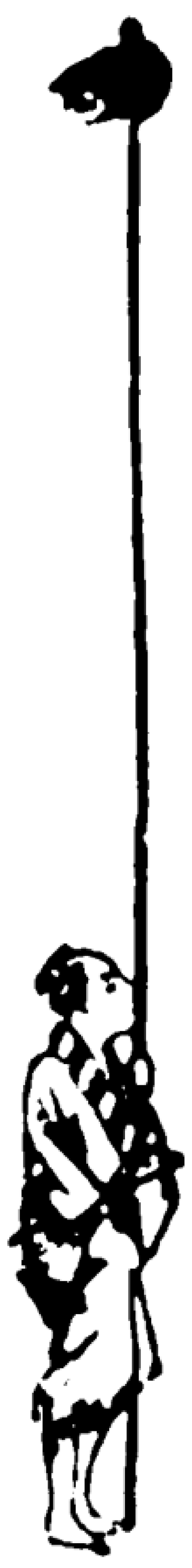
○五月總會

五月廿九日午前九時より常磐公園好文亭內に於て總會を開く豐田副會長開會の辭を述べ次に一同起立君が代を合唱し次に守屋孝靜氏の講話あり第四、役員改選舉行第五抽籤第六改撰結果報告第七、波多野醫學士の講話あり講話終りて茶菓のもてなしあり午後

三時閉會せしが開票の結果は左の如しと

支會長　寺原松子　　副會長　豐田英雄子
幹事　井手信子　　幹事　小田梅乃子
仝　矢板花子　　仝　小野松子
仝　檜山やす子　　仝　鈴木末子

評議員　内林ふぢ子　西久保みさ子　本間てい子
仝　加藤木とも子　酒泉たき子　長谷川りう子
仝　高桑うめ子　井手のぶ子　濱口小雪子
仝　本田とき子　辻川道子　池田とよ子
仝　湯地りう子　藤尾芳江子　龍岡くに子
仝　三宅たき子　吉野ふゆ子　田口まさ子
仝　板垣くめ子　藤本銑子



高崎支會報告

●六月例會

六月五日(日曜日)午後一時より第二十二次例會を宮元町高等小學校内に開く第一席關鎗齢君は「皮膚の話」と題し解剖生理より說き起し皮膚の病理に及び懇篤に說明せられたり第二席吉田磨橋君は「飲料水」と題し水の貴重なる事より說き起し飲料水の撰擇に及び市内の水を大別して三種類とし懇篤說明せらる第三席大山武八郎君は「線虫の話」と題し實物を携帶し該病理の概略を述べられたり第四席横井忠園君は「旅中の所感」と題し先般發布の結核豫防法の如きは旅舍飲食店抔には案外行はれず即ち寢衣の注意抜其の設備等に就き痛論せられ次に徴兵檢查の結果壯丁者に薄弱のもの多數あるを歎せられ快辯を振はれたり閉會を告げしは午後五時なりき此日天朗らかに會員の出席者非常に多く殊に特贊員横井君には公務多忙にも係はらず全會の爲め態々出席せられたり

前號雜誌中同支會幹事改撰の結果誤植ありたれば左に訂正す

幹事　相川すが子(會計)　三橋ひさ子(庶務)
横井昇子仝　土谷ひやく子仝
齋藤れう子仝　高木かね子仝

宇都宮支會報告

●五月總會

仝支會の總會は去る五月中、開會する筈の處會場其

他の都合に依り本月五日（日曜日）を期し宇都宮市舊城趾舊城館に於て總會を相開きたり開會の午前九時を報ずるや照る日の暑さにも不拘多數會員諸氏の集會あり全十時會員出欠の確定したるに及んで講師淺田次氏幹事に代りて庶務會計の報告及び會長并に幹事の補欠選擧を行ひ終りて晝餐を喫し後ち全講師外二講師の講演あり

一小兒養育の注意　淺田講師
一姙娠中二三の心得　吉永講師
一眼病に就て二三の心得　渡講師

右の講話終りて閉會を告げ後ち隨意園遊等を催し全く散會せしは午後四時頃に有之尤も本日の本支會總會には種々の餘興等もありしが今回は時節柄餘興を省き至極質素に閉會せり

名譽副會長　高橋さだ子
會長　菊地より子
副會長　吉田とみ子
仝　特別會員　淺田とみ子



●本會入會者

○岡田幹事紹介
●麴町區富士見町四丁目十番地　特別會員　土肥博士夫人　土肥多越子

○事務所へ申込
●麴町區内幸町一丁目九番地　通常會員　坂本操子

○石川評議員紹介
●麴町區四番町三輪田女學校内　通常會員　兵頭かほる子

○麴町喜多村歌子紹介
●麴町區上六番町三十二番地　通常會員　河本梅子

○特別賛成員横井忠國紹介
●埼玉縣浦和町四百三十六番地　通常會員　少佐夫人　平野常子
●仝縣仝町四百三十五番地　通常會員　縣議士夫人　田中こう子
●仝　通常會員　代議士夫人　高橋ふみ子
●仝　通常會員　少佐夫人　大島直子
●仝埼玉縣女子師範學校内　通常會員　教諭　飯尾たつ子
●仝浦和高等女學校内　通常會員　教諭　吉村はま子

○茨城支會幹事申込
●神奈川縣横須賀逸見三百七十一　通常會員　茨城支會より轉入　南條榮子

●茨城支會入會者

○支會長寺原松子紹介
●水戸市五軒町　通常會員　小澤[illegible]子

●仝市梅香　通常會員　本田とき子
●仝市堀小路　通常會員　酒泉きよ子
●仝市三ノ丸　通常會員　田中頼子

○評議員濱口小雪子紹介
●仝市天下町　通常會員　佐竹あき子

○幹事小田梅乃子紹介
●水戸市奈良屋町　通常會員　太田なほ子
●安藤ひで子氏は錯誤の爲め通常會員に揭載せられしも尙同支會たり

●高崎支會入會者

○會員石井ひさ子紹介
●高崎市田町六十四番地　通常會員　大澤たか子

○評議員相澤小松子紹介
●高崎市四ツ屋町五番地　通常會員　土屋はつ子
●仝市檜物町十三番地　通常會員　平野まさ子

○會員芳野千代子紹介
●高崎市龍見町百十二番地　通常會員　宮崎津馬子

○特別賛成員横井忠國君紹介
●長野縣更級郡更級村字仙石二二八　賛成員　島矢豐三郎君

○幹事土谷ひやく子紹介
●高崎市寄合町五十番地　通常會員　新井幸枝子

●正誤　前月號誌入會の部編宮くら子は神宮くら子の誤り

○異動の部　千田米子は本會へ移出とせしは高崎支會へ移入●又特別會員山下かう子は新潟支會へ移入の誤り

●新潟支會入會者

○評議員多川しか子紹介
●仝市[illegible]　通常會員　館れい子
●仝市[illegible]町二番地　通常會員　酒井ふみ子

○幹事和田くに子紹介
●仝市[illegible]町二番地　通常會員　前川菊の枝子

●米澤支會入會者

○幹事馬場みつ子紹介
●米澤市　甲種通常會員　西海枝せい子
●仝市大町　甲種通常會員　遠藤てい子
●仝市　甲種通常會員　戎谷こう子
●仝市屋代町　甲種通常會員　大瀧たま子
●仝市信濃町　甲種通常會員　小野きん子
●仝市信夫町　乙種通常會員　向つね子

○草苅たつ子紹介
●仝市粧[illegible]町　甲種通常會員　塚田のぶ子

○猪股はる子紹介
●仝市信濃町　乙種通常會員　山本よそ子
●仝市屋頭町　甲種通常會員　樋川せん子
●仝市立町　甲種通常會員　高橋ゑき子

○支會事務所へ申込
●仝市[illegible]町　甲種通常會員　青木ふじ子
●仝市福田町　乙種通常會員　加藤しん子

●仝市仝町　乙種通常會員　石栗せん子
●仝市　乙種通常會員　小濱せい子

◎會員種類變更

●甲種通常會員　特別會員に改　宮本なす子

●米澤支會々員姓名（前號のつゝき）

●米澤市門東町　特別會員　吉澤みね子
●仝市花澤町　特別會員　秋山なか子
●米澤市花澤信濃町　通常發起員　戸澤又太郎君
●仝市南谷地小路　仝　富永周太郎君
●仝市福田町　通常會員　長谷部はつ子
●仝市屋代町　通常會員　馬場みつ子
●仝市座頭町　通常會員　仁科さと子
●仝市屋代町　通常會員　加藤はる子
●仝市表町　通常會員　上倉たけ子
●仝市立町　通常會員　吉田せい子
●仝市大町　通常會員　田中みと子
●仝市鍛屋町　通常會員　中條ゆき子
●仝表町　通常會員　楢川たま子
●仝市南谷地小路　通常會員　草刈たつ子
●仝市門東町　通常會員　九里とみ子
●仝市元籠町　通常會員　矢島たま子
●仝市元細工町　通常會員　矢尾板伝子
●仝市明神堂町　通常會員　松山あふ子
●仝市立町　通常會員　有野はな子
●仝市上花澤信濃町　通常會員　青木しげ子
●仝市北堀端片町　通常會員　櫻庭いく子
●仝市高等女學校内　通常會員　佐野せい子
●仝市免許町　通常會員　宮崎てい子
●仝市南谷地小路　通常會員　三島てつゑ子
●仝市南堀端　通常會員　島よき子

●仝市花岡町　通常會員　山根のふ子
●仝市越後番匠町　通常會員　松木もと子
●仝市元細工町　通常會員　宇津江よし子
●仝市福田町　通常會員　椎野よね子
●仝市大町　通常會員　我彦せい子
●仝市大町　通常會員　高橋りん子
●仝市大町　通常會員　武井たけ子
●仝市上花澤小國町　通常會員　吉見こま子
●仝市元中馬倉町　通常會員　河野まつ子
●仝市表門　通常會員　桃川はる子
●仝市信夫町　通常會員　豐沼むめ子
●仝市猪苗代片町　通常會員　梅原ことち子
●仝市山上通町　通常會員　小山うん子
●仝市山上通町　通常會員　宮坂こう子
●仝市上花澤信濃町　通常會員　宮木ます子
●仝市東町　通常會員　兒玉てい子
●仝市立[illegible]町　通常會員　石山いし子
●仝市東寺町　通常會員　玉木もと子
●仝市北堀端片町　通常會員　深澤ちよ子
●仝市　通常會員　藤木いち子
●仝市門東町　通常會員　野間とよ子
●仝市馬倉町　通常會員　近かろ子
●仝市[illegible]町　通常會員　寒河江ろく子
●仝七仝　通常會員　矢島きく子
●仝市竹[illegible]　通常會員　石山たけの子
●仝市立[illegible]　通常會員　竹山み[illegible]子
●仝市御小[illegible]町　通常會員　田中[illegible]子
●仝市屋代町　通常會員　遠野いち子
●仝市　通常會員　新[illegible]ちよう子
●仝市門東町　通常會員　堀ちふ子
●仝市[illegible]代[illegible]　通常會員　大[illegible]たま子
●仝市上矢來町　通常會員　橋本ちゑ子
●仝市　通常會員　佐藤つね子
●仝市屋代町　通常會員　八巻きの子
●仝市御[illegible]町　通常會員　萩生田のね子
●仝市　通常會員　近野いつ子
●仝市　通常會員　向つね子

（以下次號）

弔詞

●海軍少佐子爵仁禮景一氏は本會前會長仁禮夫人の令息なり去月十五日初瀬艦沈沒の際名譽の戰死を遂げられぬ少壯有爲の士痛惜哀悼の情に堪へざるなり

●醫學博士三島通良氏母堂には去月廿四日永逝せられたり尙本會通常會員田中しま子には五月十六日本條貞子には五月廿二日何れも死去せられたり

本會は謹みて哀悼の至情を表す

私立大日本婦人衛生會



●轉居

▲會員諸姉御轉居の際は可成新舊兩所御記入事務所宛御一報有之度

●四谷區愛住町四十四番地へ　土屋□子
●神戸市山本通五町目四十九番屋敷へ　芳賀多□子
●本郷區元町二丁目三番地へ　安部夫名子
●麻布區市兵衛町二丁目廿五番地へ　藤原和郎子
●山梨縣北巨摩郡安都玉村大字北割へ　白倉ふさ子

●北海道[illegible]舍へ
●神田區表神保町十番地ノ三十三へ
●下谷區竹町一番地□越氏方へ
●下谷區仲御徒町小學校内へ
●仝所
●仝所
●下谷區□□町□十四番地へ
●靜岡縣□□郡□加村□□へ
●神戸市□□谷北本町一丁目小□氏方へ
●東京府□□□一本松町八番地へ
●埼玉縣大宮町□□々木□□へ[illegible]
●伊勢國[illegible]竹永□□大字□□□へ[illegible]
●栃木縣[illegible]○七ー[illegible]
●山梨縣東山梨郡□□村三ツ市山□方へ
●和歌山縣[illegible]片□氏方へ
●岐阜市小熊□□□町二一一へ
●北海道石狩國札幌區□□□陸軍官舍第十八號へ
●四ツ谷區永住町二番地へ
●靜岡縣□□□市□□ノ□町イ百二十八へ
●岩手縣和賀郡□□川村大[illegible]所内へ
●福岡縣久留米市外□□□へ
●本郷區駒込曙町七番地へ
●赤坂區丹後町一番地へ
●京都市竹屋町川端東に入へ
●麴町區四番町五番地へ
●芝區白金志田町九番地へ
●大阪市北區老松町□丁目十六番地へ
●石川縣金澤市長町二番町三番地へ
●赤坂區赤坂新坂町廿一番地へ
●麴町區富士見町六丁目四番地へ
●麴町區上六番町三十二番地へ
●赤坂區青山南町[illegible]八十一番地へ
●[illegible]内へ
●横濱市山手町□十番地へ
●相模國[illegible]内へ
●[illegible]
●[illegible]四丁目小松町へ
●[illegible]二十六へ

中高野森中加鈴松松早島峰澤田水村貞佐小森菅殿吉井木岸小興淺崎宮立大山湯乃石山
根研　牧村藤野永　乙谷淺田　口　松　伯　崎原崎　上内　村　戸多　下　木栗戸
口　岡　か谷　崎　川　川　野　美野か　川坪　地
いま　ふいおしく　女うふこく　さ　み　よ　ふ　こ　しミ　さ村　冬　下と春
す竹じ代いけに鞍筑たじさの蝶く敏つふ[illegible]
子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子君



新刊書紹介

醫學士竹中成憲著

肺結核診斷及治療　全一册　二百二十八頁　定價一圓十錢

發兌元東京市本所松木町二丁目　半田屋醫籍商店

本書は竹中氏が嘗て著述されたる二種大部の書中前者より其粋を抜き後者より肺の諸病就中肺結核の診斷に係るものを取り甲乙合して成れる者にして（圖畫四十四ヶ所）極めて精細に說かれたれば斯道研究の爲め缺くべからざるなり高尚の册子なり

東京吉原病院醫士森繁吉著

花柳病豫防の話　全一册（五十七頁）　定價十二錢

發兌元、京橋區築地二丁目十六番地　南江堂書店

本書は森醫長が花柳病の種類即梅毒、淋病軟性下疳、傳染の徑路豫防の大意を說明したるものにして洽ねく全國の娼妓は勿論社會公衆に花柳病毒豫防の道を知らしめんが爲め著述されたるものにして文章平易殊にふり假名つきなれば誰人にもよく理解し易き小册子なり

造城兵造著

育兒指針 **牛乳用法**　全一册（三十一頁）正價十二錢

牛乳の撰擇良否性分消毒貯藏稀薄法哺乳規則混和物煉乳牛乳消化順序哺乳兒注意及牛乳飲用適否檢査法の十七項に分ち文章平易ふり假名付育兒上必要の小册子なり

交換寄贈雜誌（五月中）

日本赤十字	京橋區築地二ノ二十一	日本赤十字發行所
統計集誌	京橋區山城町六	東京統計協會
なんな	麹町區下二番町三十七	大日本女學會
大阪醫學會雜誌	大阪市東區淡路町一ノ三六	大阪醫學會
通俗衞生	大阪市西區土佐堀通二ノ元	大阪私立衞生會
大日本婦人教育會雜誌	赤坂區表町二ノ十三	大日本婦人教育會
藥學雜誌	牛込區下宮比町八	日本藥學會
國家醫學會雜誌	本郷區富士町一	國家醫學會發行所
婦人世界	大阪南區木津橋通四ノ[illegible]	[illegible]婦人會
産科婦科學雜誌	日本橋濱町三ノ七	産科婦人科學會
佛教文藝	淺草區新谷町十	佛教社
經濟新報	麹町區永田町二ノ七十三	經濟新報編輯部
中外藥報	神田區小川町一	中外藥報社
婦女新聞	牛込區東五軒町四十一	婦女新聞社
愛國婦人	麹町區下二番町三十七	愛國婦人發行所
藥石新報	大阪西區江戸堀下通三丁目	藥石新報社
工手ノ母	大阪北區西野田新家西の町番外	工手の母新聞社
草樂新聞	大阪南區心齋橋筋	草樂新聞社
家庭新聞	熊本市新坪井町百廿一	家庭新聞社
兒童教育	神田區末廣町十	兒童新聞社

（以下次號）

私立大日本婦人衛生會 新潟支會規則

●第一條 本會は大日本婦人衛生會に屬し婦人衛生の研究を目的とし兼て一般慈善事業を爲すにあり●第二條 當支會の會費は左の六種とす終身會員一時限り出金貳拾五圓 特別會員毎月金參拾錢通常會員仝金貳拾錢 支會員甲毎月金拾錢乙仝金五錢●第三條入會せんとするものは役員に申出て其承認を得べし●第四條會費毎月拾五錢以上を納むるものには 本會衛生雜誌を配布す●第五條會費は雜誌料として一部を本會へ納め殘金は銀行へ貯蓄して衛生慈善資金とす●第六條 支會には會長一名副會長一名評議員十五名幹事五名理事一名を置く會長副會長は總會に於て公撰し評議員幹事は會長之を撰任す 各役員の任期は一ヶ年とし再撰するを得役員は總て無給とす●第七條 支會は毎月六日通常會を開き衛生及び慈善に關する演說をなすべし●第八條 毎年一月總會を開き支會の要務を擧行す●第九條 本會は毎年春期懇親會を催し時宜によりては慈善販賣店慈善演藝會等を開くことあるべし●第十條 天災事變に際し慈善救濟を要する場合に於ては特に會員中の有志者より物品の寄附を募ることあるべし會員外の篤志者より臨時金品の寄附あるときは役員の協議を以て特待員又は贊成員となすべし●第十一條 一般慈善事業の贊助 天災事變の救濟の事務は役員會の決議により實施するものとす●第十二條 支會々員は服裝其他を質素にし集會の際は成可く綿服を着用すべし●第十三條 特に本規則に揭げざるものは私立大日本婦人衛生會の規則を準用す

明治廿九年四月創立

事務所新潟市學校町二番町四十七
和田くに子方

新潟支會

私立大日本婦人衛生會 高崎支會規則（明治三十五年四月創立）

●第一條 當支會は大日本婦人衛生會に屬し汎く婦人をして人生の健康を保持する方法を講究し衛生上の智識を開發せしめ因て社會全般の幸福を增進するを目的とす●第二條 當支會は大日本婦人衛生會高崎支會と稱し事務所を高崎市寄居町五十番地に置く●第三條 當支會は高崎地方在住の本會々員と支會限りの支會員とを以て組織す●第四條 本會又は支會の會員たらんとする者は住所姓名及び會員の種類を詳記し三個月分以上の會費を添へ申込まるべし●第五條 當支會に學術其の他の裨益を與へらるゝ人士を推して講師又は篤志贊助員となす●第六條 當會員にして轉居死亡又は退會の時は速に其旨事務所に通報せらるべし●第七條 支會に左の役員を置く會長一名副會長一名幹事六名評議員十二名●第八條 役員は會員中より公撰し會長副會長は役員中より互撰す 又幹事評議員は役員中より會長之を指名す 但役員の任期を一箇年とし再撰するを得●第九條 本會の特別贊成員を定員外の評議員とす●第十條當支會は毎月一回講話會を開き 毎年一回總會を開くものとす總會に於ては講話の外役員の改撰會務の報告等をなす●第十一條 會員及贊成員の家族並に篤志贊成員は集會に參列するを得 但時宜により男子の參列は謝絕することあるべし●第十二條 本會々員は本會費の外別に支會費を要せず支會限りの會員は支會費として一箇月金五錢を出す者とす●第十三條 總て會費の徵收は集會の席上に於てするを例とす但三箇月分以上完前納すべし●第十四條 支會の所有金は支會の名義を以て銀行に預け置くものとす●第十五條 會員又は會員外より金員物品の寄附ある時は之を受納す●第十六條 本會所有の金員物品を慈善事業等に使用せんとするときは衆議に諮るものとす●第十七條 會員は服裝其他を質素にし集會の節は時間等を確實に履行すべし●第十八條 特に此規則に揭げざる者は本會の規則を準用す

●事務所 高崎市寄合町五十番地

高崎支會

私立大日本婦人衛生會
山形支會規則

第一條 本支會は私立大日本婦人衛生會々員山形市在住者を以て組織す●第二條 本支會に會長副會長の外幹事四名商議員若干名を設く會長副會長は公撰し幹事商議員は會長之を撰任す 役員の任期は一ヶ年とす●第三條 本支會は毎月一回(第一日曜日)談話會を開き毎年一回(五月)總會を開き談話の外役員の撰舉庶務會計の報告をなす●第四條 入會せんと欲するものは宿所姓名並に第五條の通り會費を添へ會員に紹介を依頼すべし 本支會を退會せんとする時は其旨幹事に申出づべし●第五條 本會々費は會計幹事に納むべし但し六ヶ月又は一ヶ年分新に入會のものは其月より六月又は十二月迄の分を一時に納むべし●第六條 服裝は精誠質素なるを要す上衣及羽織は絹布を用ひるを禁ず

明治三十三年二月四日創立
事務所山形市旅籠町新築四通二百八十九、北島氏方

山形支會

私立大日本婦人衛生會
宇都宮支會規則

第壹條 本支會ハ私立大日本婦人衛生會宇都宮支會ト稱ス●第貳條 本支會ニ會長一名副會長一名評議員拾五名幹事四名ヲ設ク會長副會長ハ公撰シ評議員幹事ハ會長之ヲ撰任ス 各役員ノ任期ハ一ヶ年トス●第參條 毎月壹回(第一日曜日)談話會ヲ開キ毎年五月談話ノ外役員ノ改撰庶務會計ノ報告ヲナス●第四條 入會ハ宿所姓名ニ第五條ノ通リ會費ヲ添ヘ事務所ヘ申込ミ又ハ會員ニ紹介ヲ依頼スベシ本支會ヲ脱會又ハ本會ヲ退會セントスルトキハ其旨事務所ニ届出ツベシ●第五條 本會々費ノ外別ニ支會々費ヲ要セズ會費ハ一時ニ六ヶ月又ハ十二月分、新タニ入會ノモノハ其月ヨリ六月又ハ十二月迄ノ分ヲ納ムベシ●第六條 本支會ハ別ニ支會々員ヲ置キ支會々費トシテ一ヶ月金五錢ヲ納ムルモノトス●第七條 談話會ニ出席ノ節ハ成ルベク家族又ハ知合ノ婦人ヲ誘引シ臨席セシムベシ●第八條 服裝ハ精誠質素ナルヲ要ス上着及羽織ハ絹布ヲ用フルヲ禁ズ第九條 特ニ支會規則ニ掲ケザルモノハ本會ノ規則ヲ準用ス

明治三十四年二月三日創立 事務所宇都宮市馬場町

宇都宮支會

私立大日本婦人衛生會
米澤支會規則

第一條 當會ハ私立大日本婦人衛生會米澤支會ト稱シ衛生上ノ研究ヲ目的トシ互ニ智識ヲ交換シ社會ノ幸福ヲ増進スルニアリ

第二條 支會事務所ハ當時假ニ當時免許町一三六九番地猪股方ニ設ク

第三條 當支會ニ會長一名副會長一名幹事五名ヲ置ク其任期ハ各一年トス

第四條 毎月一回(第二日曜午後一時ヨリ四時迄)談話會ヲ開キ毎年五月總會ヲナシ役員改撰庶務會計等ノ報告ヲナス

第五條 入會ハ會員ノ紹介ヲ經テ宿所姓名ニ會費ヲ添ヘ事務所ヘ申込又退會セントスル者ハ其旨事務所ニ届出ヘシ

但シ已納ノ會費ハ返附セス

第六條 當支會ノ會費ハ左ノ三種トシテ特別會員毎月金參拾錢通常會員甲毎月金拾五錢乙毎月金五錢前納スルモノトス

但會費拾五錢以上納ムル者ニハ本會雜誌ヲ配附ス

第七條 會費ハ雜誌料トシテ本會ヘ納メ一部ハ支會經費ニ充テ殘餘ハ銀行ヘ貯蓄シテ支會事業ノ資金トナス

第八條 會員及員外篤志者ヨリ金品ノ寄附アル件ハ役員協議ノ上特待員又ハ賛成員トナスヘシ

第九條 談話ノ節ハ汎ク婦人ノ傍聽ヲ許ス

第十條 支會々員ノ質素ヲ旨トシ集會ノ際ハ可成木綿服ヲ着用スルヿ

第十一條 特ニ支會則ニ掲ケサルモノハ本部ノ會則ヲ準用ス

事務所米澤市免許町一三六九

米澤支會

日本神經會規則摘要

本會ハ神經系統及ビ精神ノ生理的及ビ病理的講究ヲ目的トス○醫師タルト否トヲ問ハズ此目的ヲ贊成スルモノヲ會員トス○入會希望者ハ何時ニテモ其旨事務所ニ申込ムベシ(紹介ヲ要セズ)退會者亦然リ○會費一箇年金二圓ヲ前納スベシ(入會金ヲ要セズ)○當分毎年一回四月總會ヲ開キ演說參觀等ヲ行フ○毎月一回神經學雜誌ヲ發刊シ無代ニテ會員ニ配布ス

神經學雜誌

本會雜誌ハ獨リ醫學ノ範圍內ニ止ラズ心理學、教育病理學、人類學、社會學、動物學等ニ於テ神經及ビ精神ニ關係アルコトヲ網羅シ趣味最モ深ク內容最モ多シ

本誌ハ原著及ビ實驗例ヲ獨逸文ニ飜譯シ廣ク獨、英、米、伊各國ノ諸雜誌ト交換シ既ニ外國雜誌上ニ轉載セラレタルモノ多シ故ニ其業績ヲ普ク世界各國ニ發表セラレントスル篤學ノ士ハ奮テ御寄稿アリタシ草稿ハ日本文或ハ外國文何レニテモ御勝手タルベシ日本文ナレバ本會ニ於テ之ヲ外國文ニ飜譯ス

本會雜誌ニ揭載セラレタル論文ハ悉ク外國ノ神經學年報 Jahresbericht über Neurologie und Psychiatrie 及ビ中央神經學雜誌 Neurologisches Centralblatt ノ要領欄內ニモ揭出セラル、モノトス

本會ハ毎年吾國ニ於ケル斯學ノ論文及演說等ヲ悉ク網羅シテ神經學年報ヲ編纂シ既ニ其第二卷ヲ發刊セリ故ニ此年報ノミニヨリテ吾國ノ業績ヲ讀ミ漏スコトナシ是本邦ニ未曾有ノ擧ナリトス

本會編輯ノ神經學年報ノ好評ヲ博セルハ世ニ定論アリ希望ノ方ハ代價(第一卷廿五錢、第二卷四十錢但二錢郵券代用不苦)相添ヘ至急御申込アルベシ

本會雜誌ハ毎號少クトモ貳千部ヲ刊行シ內國醫學會中殆ント最大多數ノ會員ヲ有シ廣ク內外國ニ配布スルガ故ニ世ニ業績ヲ紹介シ或ハ醫家、藥劑家、醫療器械師、其他企業家等諸般ノ廣告ヲ爲スニ於テ最モ有益ナルベシ

廣告料ハ一行(五號活字二十二字詰)金十二錢但シ行數回數ニ依リテ割引ス○雜誌見本望ミノ方ハ金二十錢ヲ添ヘ事務所ニ申込マルベシ

明治三十七年六月

東京市小石川區駕籠町
醫科大學精神病學教室內
日本神經學會事務所

廣島衛生醫事月報

毎月一回二十日發行

定價　一部　金五錢
六部（半年分）　金參十錢
十二部（一年分）　金六十錢

◉廣告料一行（廿四字詰）金拾錢

廣島衛生醫事月報は廣島縣下唯一の專門雜誌にして苟も衛生醫事に關する行政上の利害得失を論議講究するの自由あり其項目左の如し

論說　諸家の衛生醫事に關する正確なる論說を掲載すべし

衛生醫事　適切有益なる講義、演說、談話、實驗等を掲けて讀者諸彥に紹介せん

摘錄　切に斬新なる内外諸家の卓絕、奇拔なる原著より要を摘し粹を錄す

問答　衛生醫事に關する質疑應答を世に紹介すべし

雜錄　醫事衛生界に於ける評論、史傳、通信等を集む

統計　この道に關する諸般の統計を載す

寄書　江湖諸彥の投書寄稿は甘んじて此欄に掲く

會報　醫事衛生及藥學等に關する諸會の記事は詳細確實に報道す

公文　衛生醫藥業に關する時々の官令、公報は本欄に掲けて洩すことなし

雜報　内外の醫事衛生藥業界に關する日々の出來事は精細正確迅速に報道す

廣告　斯道に關する有益なる廣告を登載す

發行所　廣島市猫屋町百〇六番屋敷　廣島衛生醫事月報社

醫學士川島一雄先生新著

通俗 **婦女衛生學** 洋裝美本正價壹圓五十錢郵税十五錢

小兒衣服學 挿圖八十個正價五十錢郵税八錢

右兩書共大日本婦人衛生會員諸君に限り正價の二割引を以て御求めに應じ申候

茨城縣稻敷郡江戸崎町下太田 **柴獄堂**

醫學士竹中成憲編

再版 **簡易產婆學** ◎正價八十錢◎郵税八錢

◎菊判大形百七十頁全一冊◎總振假名付 ▲着色密畫及寫眞版其他精圖五十個挿入

右ハ高等小學二年級位ノ學力ニ適シ教授、受驗、自修ノ目的ニ應シ章ヲ分ツニ内務省令示ス所ノ各項目ニ據レリ故ニ問題ニ接スル作直ニ本書第何章ヲ以テ答ヘムカハ瞬間ニ決シ得ルヤウ編纂セリ且頗ル精巧ナル密畫ヲ挿入シ產婆學全般ノ事項ヲ細論シ實地ニ臨ミ毫モ遺憾ナキヲ期ス殊ニ手術編ヲ記述シ附錄トシテ產婆規則ノ要點日本赤十字社出來等ヲ添ヘタリ

◎發兌元 東京本郷區春木町貳丁目貳拾貳番地 **半田屋**

遠城兵造著

育兒指針 **牛乳用法** 壹冊 正價拾貳錢 郵送税貳錢

育兒上牛乳の用法に就き懇切に説明しあれば世の慈母は必讀して育兒の指針とすべし

賣捌 湯島切通坂町南江堂 日本橋通三丁目丸善 神田鍛冶町朝香屋 本郷春木町二丁目半田屋 本郷龍岡町吐鳳堂

齒科診療

東京日本橋區本町二丁目（電話本局千六百六番）

齒科醫 **高橋孝子**

齒科醫 **高橋虎一**

速記應囑

事務所の特長は深切にして然も迅速なるにあり◎女流の會合にして男子を近け難き場合若くは著述家翻譯家等の爲めには特に女子の速記者をして之に當らしむ

麹町區富士見町五丁目九番地 **佃速記事務所** 電話番町四十八番

明治二十六年四月四日第三種郵便物認可

私立大日本婦人衛生會徽章規程

第一條　大日本婦人衛生會々員は其會員たることを表するため左の徽章を用ゆ

第二條　會員章は本會并に支會の集會に出席する場合は勿論襟止兼用の便あるを以て成るべく平素佩用して廣く本會の普及を圖るを要す

第三條　本會徽章は左の實價を以て會員に頒つ





●本會徽章料左の如し

●通常會員章

第三號　メッキ製拾二錢、送費六錢

●第二號　正銀製四拾錢、送費六錢

●終身及特別會員章

第一號　七十錢（黑塗箱入送費九錢）

六十錢（桐箱入送費六錢）

●入會注意

●御入會の際は三ヶ月以上の會費前納にて申込まるべし會員章は上段記載の實價にて御頒ち申候へども送費とも必らず御前納のこと●東京府下に限り毎月雜誌の配達を兼ね會費領收人を差出すべしと雖も郡部の方は地方會員の部として領收者差出不申候也但東京府下の會員にても會費前納せられ合せて郵送料をも御納付相成候へば雜誌發行次第直ちに郵送可致候●追て支會々員は支會へ會費御納付のことゝす●會費は郵便小爲替にて本會事務所々在の郵便局（東京牛込郵便局）宛振出あるべし又た價格表記通運便、何にても差支なし●會費受領證を要する節は送費として郵券一錢五厘封入せられたし●轉居せられたるときは其の旨必らず本會事務所宛通知せらるべし

●會員御紹介下され候御方には其人數に應じ本會雜誌進呈の事

廣告料　一頁五圓半頁其二分一以下同之　●特別廣告一頁拾圓半頁其二分一以下同之

本誌一部定價貳拾錢

東京市麹町區飯田町六丁目三番地
發行所　私立大日本婦人衛生會

東京牛込區矢來町三番地
編輯兼發行人　田中徳三郎

東京牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地
印刷人　渡邊智

明治三十七年六月二十五日印刷及發行
婦人衛生會雜誌第百七拾五號（毎月一回十五日發行）

東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地　株式會社秀英舍第一工場印刷